

【表紙】

| | |
|--|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成30年6月15日提出 |
| 【発行者名】 | アセットマネジメントOne株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 菅野 暁 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 三木谷 正直 |
| 【電話番号】 | 03-6774-5100 |
| 【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 | フロンティア・ワールド・インカム・ファンド(年1回決算型) |
| 【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券の金額】 | 継続募集額(平成30年6月16日から平成30年12月18日まで) 3兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

フロンティア・ワールド・インカム・ファンド（年1回決算型）
（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- （イ）追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。
- （ロ）当初元本は1口当たり1円です。

（ハ）アセットマネジメントOne株式会社（以下「委託者」または「委託会社」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

3兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

- （イ）発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

なお、ファンドの基準価額については1万口当たりの価額を公表します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

- （ロ）基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

（５）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。

す。当該手数料には消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)(8%)が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができます。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

- 1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合があります。
- 2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合があります。

(6) 【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース(「分配金受取コース」)と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(「分配金再投資コース」)の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入(積立)をすることができる場合があります。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

(7) 【申込期間】

平成30年6月16日から平成30年12月18日までです。

申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所(販売会社)については、下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

(9) 【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に、委託者の指定する口座を經由して、三井住友信託銀行株式会社(以下「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンドの口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金

ありません。

(ロ) 日本以外の地域における発行

ありません。

(ハ) 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 海外 / 債券に属し、主として投資信託証券に投資し、長期的に安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として、信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 |
| | 海外 | 債券 |
| 追加型 | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類の定義

| | |
|-------|---|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 海外 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 債券 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|--|------------|---------------|---------------------|
| 株式 | 年1回 | グローバル | |
| 一般 | | | |
| 大型株 | 年2回 | 日本 | ファミリーファンド |
| 中小型株 | | | |
| 債券 | 年4回 | 北米 | ファンド・オブ・ファンズ |
| 一般 | 年6回（隔月） | 欧州 | |
| 公債 | | | |
| 社債 | 年12回（毎月） | アジア | |
| その他債券 | | | |
| クレジット属性 （ ） | 日々 | オセアニア | |
| | その他（ ） | 中南米 | 為替ヘッジ |
| 不動産投信 | | アフリカ | |
| その他資産 （投資信託証券 （債券 公債） | | 中近東（中東） | |
| | | エマージング | あり（ ） |
| 資産複合 （ ） | | | |
| 資産配分固定型 | | | なし |
| 資産配分変更型 | | | |

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の定義

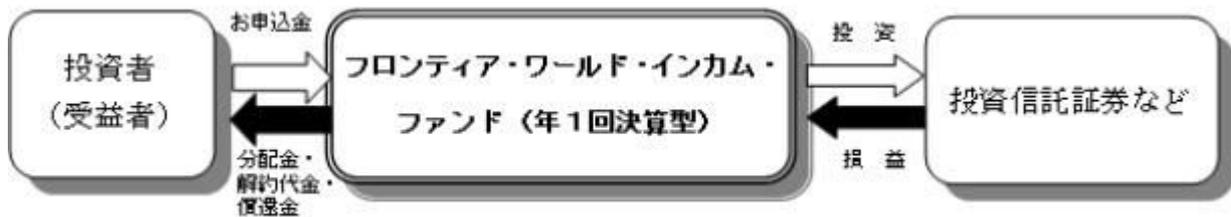
| | |
|------------------------------|---|
| その他資産 （投資信託証券 （債券 公債）） | 投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券 公債に投資を行います。 |
| 年1回 | 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。 |
| エマージング | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ファンド・オブ・ファンズ | 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。 |
| 為替ヘッジなし ^{（注）} | 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。 |

（注）属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（債券）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

当ファンドは、投資対象である投資信託証券へ投資を行います。その投資成果は収益分配金、解約代金、償還金として、受益者に支払われます。



b. ファンドの特色

1. 外国籍の投資信託証券を通じて、主として新興国の政府または政府機関などが発行する債券に実質的に投資します。

- ・新興国とは、一般に経済が発展段階にあり、今後も更なる経済成長が期待できる国および地域を指し、エマージング諸国とも呼ばれています。

新興国の例



上図は、一般的な新興国を例示したものであり、当ファンドが当該国に実質的に必ず投資することを意味するものではありません。また、上記以外の国に実質的に投資する場合があります。

新興国債券の特色と留意点

新興国債券は、先進国の国債などと比較して信用力が低い一方で、相対的に高い利回りが期待できます。

新興国は、格付会社より投機的格付け（BB格以下）を付与されている国が多く含まれ、当ファンドは投機

的格付けに相当する国にも実質的に投資します。

また、新興国は過去に債務不履行を経験している国も多くあります。

信用格付けと利回りの関係



新興国は、先進国に比べ政治・経済情勢などが不安定であり、投資環境の急変（経済危機、債務不履行（デフォルト）、政情不安、クーデター、重大な政治体制の変更、資産凍結などの規制導入、自然災害、戦争など）により市場混乱が生じた場合などには、新興国債券の価値が著しく下落することがあります。

2. 主として外国籍の投資信託証券に投資し、一部で国内投資信託証券にも投資するファンド・オブ・ファンズです。

ケイマン諸島籍外国投資信託「フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド」（以下「ボンド・ファンド」という場合があります。運用：フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド）と国内投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」（運用：アセットマネジメントOne）に投資します。

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、ボンド・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

外貨建資産については、原則として当ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。

ボンド・ファンドへの投資にあたっては、フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッドから投資助言および情報提供を受けます。

ボンド・ファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンドの特色

新興国の政府または政府機関などが発行する債券に主として投資します。

米ドル、ユーロなど先進国通貨建ての債券に加え、純資産総額の50%までの範囲で新興国通貨建ての債券にも投資することで、収益機会の拡大を図ります。

対円での為替ヘッジは原則として行いません。

新興国政府が発行する債券と同等の投資効果を有する仕組債に投資する場合があります。

フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッドについて

フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド（FTIML社）は、1985年に英国で設立された資産運用会社で、グローバルに資産運用業務を展開する米国独立系資産運用グループである

フランクリン テンプルトン インベストメンツ(設立:1947年、運用総資産:約78.4兆円)の一員です。

F T I M L社は、定性分析を重視したボトムアップ型の運用スタイルを採用し、また多様化するグローバル運用へのニーズに対応する運用体制を構築しています。

2018年3月末現在、1米ドル=106.35円で換算

当ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

分配方針

原則として、年1回(毎年9月15日。休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。

分配金額は、基準価額水準や市況動向などを勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合などには、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。

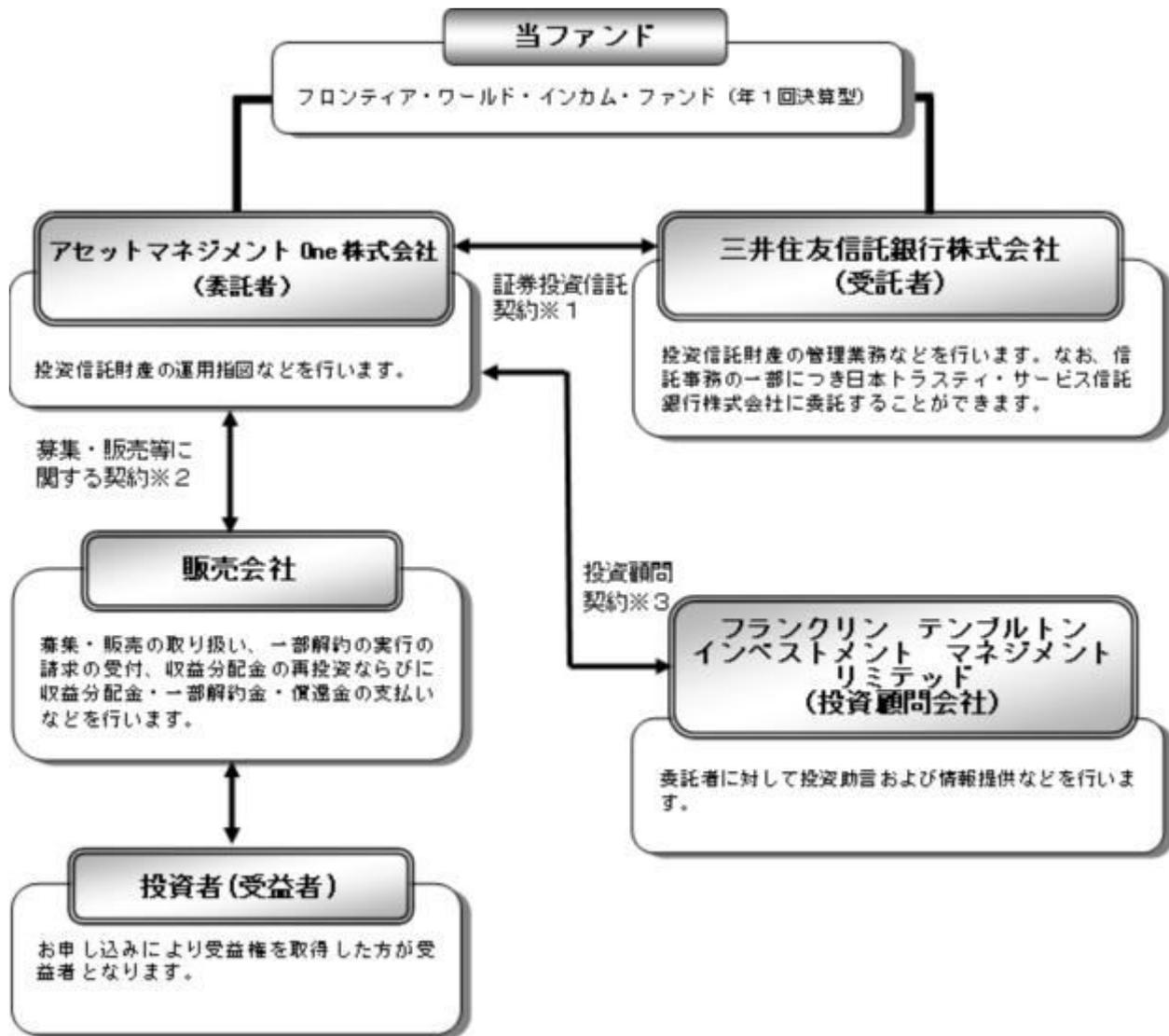
上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

(2)【ファンドの沿革】

| | |
|------------|--|
| 平成25年9月30日 | 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始 |
| 平成28年10月1日 | ファンドの委託会社としての業務を新光投信株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継 |

(3)【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

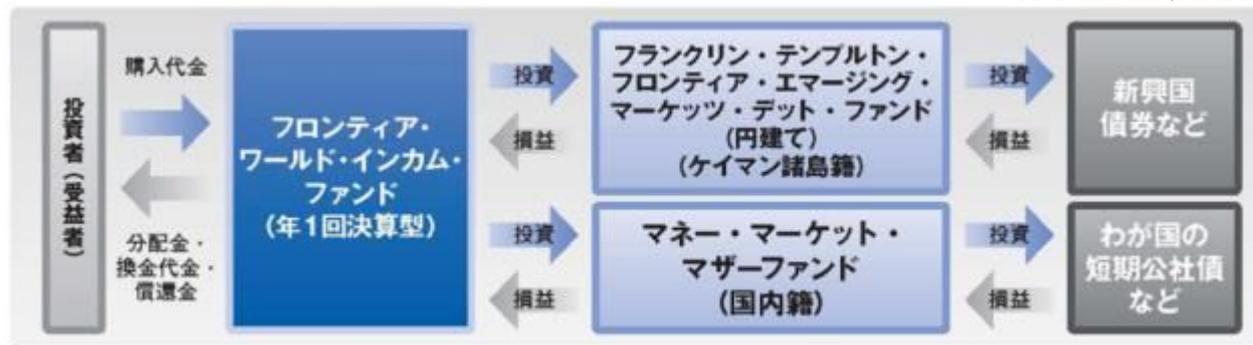
委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

3 投資顧問契約

委託者と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、投資顧問会社が提供する役務、委託者への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

当ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額 20億円（平成30年 3月30日現在）

(ロ) 委託会社の沿革

| | |
|------------|--|
| 昭和60年7月1日 | 会社設立 |
| 平成10年3月31日 | 証券投資信託法に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得 |
| 平成10年12月1日 | 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可 |
| 平成11年10月1日 | 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、商号を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする |
| 平成20年1月1日 | 興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社からD I A Mアセットマネジメント株式会社に商号変更 |
| 平成28年10月1日 | D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に變更 |

(ハ) 大株主の状況

(平成30年 3月30日現在)

| 株主名 | 住所 | 所有株数 | 所有比率 |
|------------------------|--------------------|----------------------|--------------------|
| 株式会社みずほ フィナンシャルグループ | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 | 28,000株 ¹ | 70.0% ² |
| 第一生命ホールディングス 株式会社 | 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 | 12,000株 | 30.0% ² |

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、投資信託証券を主要投資対象として、長期的に安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(ロ) 投資態度

以下の投資信託証券を通じて、主として新興国の政府または政府機関等が発行する債券に実質的に投資を行い、長期的に安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ケイマン諸島籍外国投資信託 フランクリン・テンプレトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンド（以下「ボンド・ファンド」といいます。）円建受益証券

内国証券投資信託（親投資信託） マネー・マーケット・マザーファンド受益証券

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、ボンド・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

外貨建資産については、原則として当ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。

投資信託証券への投資にあたっては、フランクリン テンプレトン インベストメント マネジメント リミテッドから投資助言および情報提供を受けます。

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

ボンド・ファンドが、償還した場合または約款に規定する事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(2) 【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

b. 有価証券および金融商品の指図範囲等

(イ) 委託者は、信託金を、主として次の第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げるアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、第3号から第7号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. ケイマン諸島籍外国投資信託 フランクリン・テンプレトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンド（以下「ボンド・ファンド」といいます。）円建受益証券

2. 証券投資信託 マザーファンド受益証券

3. コマーシャル・ペーパー

4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

- 5．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
- 6．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 7．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げる証券投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といい、第5号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売り戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借り入れ）に限り行うことができるものとします。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

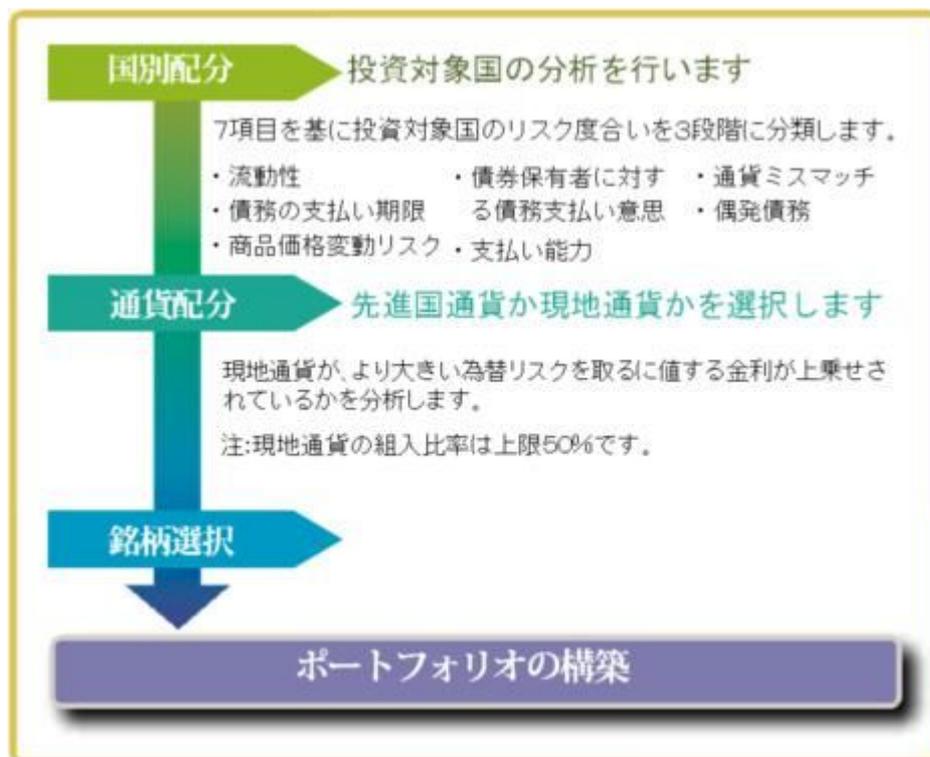
当ファンドが投資する投資信託証券の概要

1．ボンド・ファンドの概要

| | |
|--------|---|
| ファンド名 | フランクリン・テンブルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド (以下、当概要において「ファンド」といいます。) |
| 形態 | ケイマン諸島籍外国投資信託 / 円建受益証券 |
| 運用方針 | ファンドは、高いインカム利回りと長期的な元本の成長を目的として、上場または非上場の新興諸国のソブリン債または準ソブリン債に主として投資を行います。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・単一国の証券への投資は、純資産総額の20%を超えないものとします。 ・単一発行体の証券への投資は、純資産総額の10%を超えないものとします。ただし、現地通貨建ての国債、政府保証債は除きます。 ・クレジットリンク債への投資は、純資産総額の20%を超えないものとします。 ・発行体格付けにおいて、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクまたはS & Pグローバル・レーティングのソブリン信用格付けがC a a 1またはC C C + 以下の証券または無格付けの証券への投資は、純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ファンドにおける証券の平均信用格付けは、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクまたはS & Pグローバル・レーティングの格付けにおいてB 1またはB + 以上とします。 ・ファンドにおける証券の平均デュレーションは、8年以下とします。 |
| 信託期間 | 150年 |
| 決算日 | 毎年5月31日 |

| | |
|--------|--|
| 収益分配方針 | <p>受託会社は毎月3日（休業日の場合は翌営業日）に受益者に分配金を支払います。当該月次分配にかかわらず、投資顧問会社および管理会社からの通知により受託会社は分配を行う場合があります。</p> <p>分配はネット・インカム収益とネット実現損益の合計の範囲内で行うことができますが、受益者の利益にかなうと判断される場合には純資産から分配を行うこともできます。</p> |
| 信託報酬等 | <p>運用報酬：純資産総額に対し0.40%</p> <p>その他報酬：純資産総額に対し0.15%（上限）</p> <p>その他報酬には、受託会社報酬、管理事務代行会社報酬、保管受託銀行報酬、監査報酬、法的費用が含まれます。</p> |
| 信託設定日 | 平成18年3月8日 |
| 関係法人 | <p>受託会社兼管理事務代行会社：BNY メロン ファンド マネジメント（ケイマン）リミテッド</p> <p>副管理事務代行会社：ザ バンク オブ ニューヨーク メロン シンガポール支店</p> <p>保管受託銀行：ザ バンク オブ ニューヨーク メロン</p> <p>管理会社：フランクリン テンプルトン インターナショナル サービスズ エス エー アール エル</p> <p>投資顧問会社：フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド</p> |

運用プロセス



出所：FTIML社資料を基にアセットマネジメントOne作成

運用プロセスは平成30年3月30日現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

2. マネー・マーケット・マザーファンドの概要

| | |
|-------|-------------------|
| ファンド名 | マネー・マーケット・マザーファンド |
| 形態 | 親投資信託 |

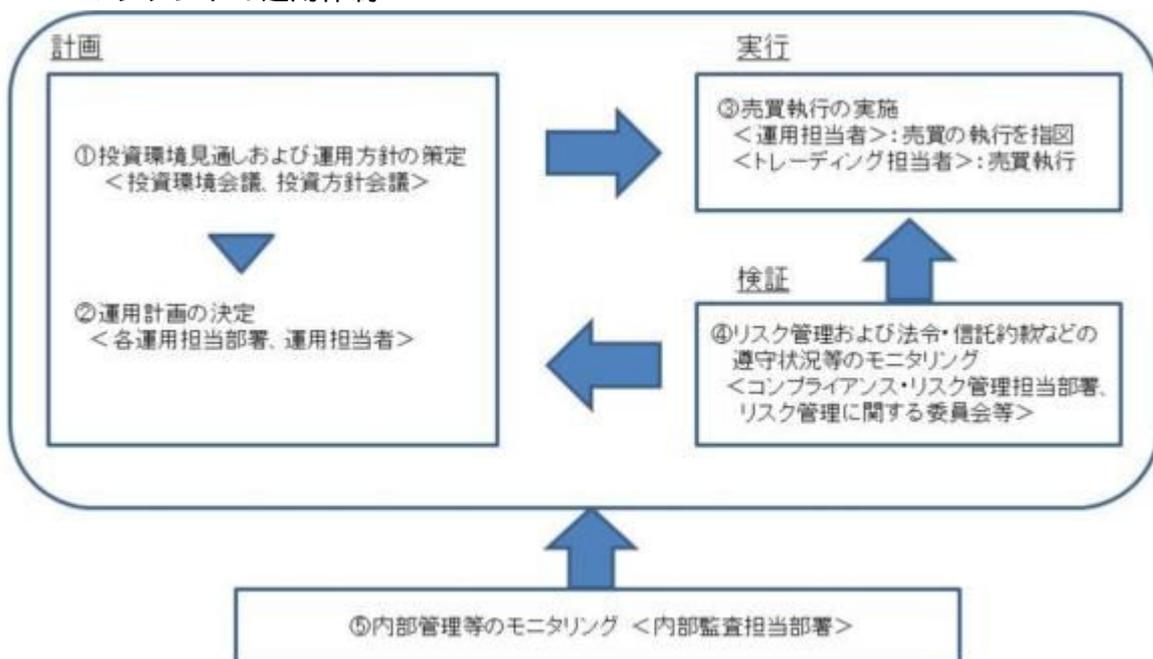
| | |
|--------|--|
| 運用方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・主としてわが国の短期公社債に投資し、利子などの安定した収益の確保をはかることを目的として、運用を行います。 ・ただし資金動向、市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。 |
| 信託期間 | 無期限 |
| 決算日 | 毎年9月15日（休業日の場合は翌営業日） |
| 収益分配方針 | 運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。 |
| 信託報酬 | 報酬はかかりません。 |
| 信託設定日 | 平成18年3月31日 |
| 委託会社 | アセットマネジメントOne株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社） |

上記の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

上記の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。また、各概要は平成30年6月15日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

（3）【運用体制】

a．ファンドの運用体制



投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b．ファンドの関係法人に関する管理

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c．運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は平成30年 3月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

a．収益分配は年1回、原則として、9月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき行います。

- 1．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2．分配金額は、基準価額水準や市況動向などを勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合などには、分配を行わないことがあります。
- 3．留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

b．投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1．分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- d. 「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。
- 「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5)【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a. 投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

b. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

c. 公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

d. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

e. 外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。)について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

f. 資金の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の

入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

g. 利害関係人等との取引等

(イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

(ロ) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

(ハ) 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

(ニ) 上記(イ)(ロ)(ハ)の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

h. デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

i. 信用リスク集中回避のための投資制限

(イ) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

(ロ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

j. ファンドの投資制限

投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外には投資を行いません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

a. 新興国のリスク

新興国は、格付会社より投機的格付けを付与されている国が多く含まれ、当ファンドも投機的格付けに相当する国に実質的に投資します。また、新興国の多くは、第二次世界大戦後に債務不履行を経験しています。

新興国は、先進国に比べ政治経済情勢などが不安定であり、投資環境の急変により金融市場に混乱が生じる場合があります。

その結果、当ファンドの基準価額が予想外に大きく下落したり、運用方針に沿った運用が困難となることなども想定されます。

b. 信用リスク

公社債などの信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社債などの価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、当ファンドは実質的に複数の国に分散投資しますが、特定国および特定地域における信用力の悪化、債務不履行などの発生が連鎖的に他の新興国に影響を与え、当ファンドの基準価額が著しく下落する可能性があります。

c. 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドは新興国通貨建証券に実質的に投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。

d. 金利変動リスク

公社債の価格は、金利水準の変化にとともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

e. 流動性リスク

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

f. 特定の投資信託証券に投資するリスク

当ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

g. 投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

(イ) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

(ロ) 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴いま

す。

- (八) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- (二) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなことがあるあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- (ホ) 投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合などがあります。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。
- (ヘ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入
有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (ト) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地
変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあり
ます。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があ
ります。
- (チ) 投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用をするものがあります。当該投資信
託証券（ベビーファンド）が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている
他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの
組入
有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入
有価証券などの価格の変化や
売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この
影響を受け、当該投資信託証券（ベビーファンド）の価額が変動する可能性があります。
当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券にはファミリーファンド方式を採用して
いる場合があり、上記のような要因で、当ファンドの基準価額が変動する可能性があり
ます。
- (リ) 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますの
で、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有
無や金額は確定したものではありません。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売
買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算
日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではあ
りません。
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本
の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額
より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

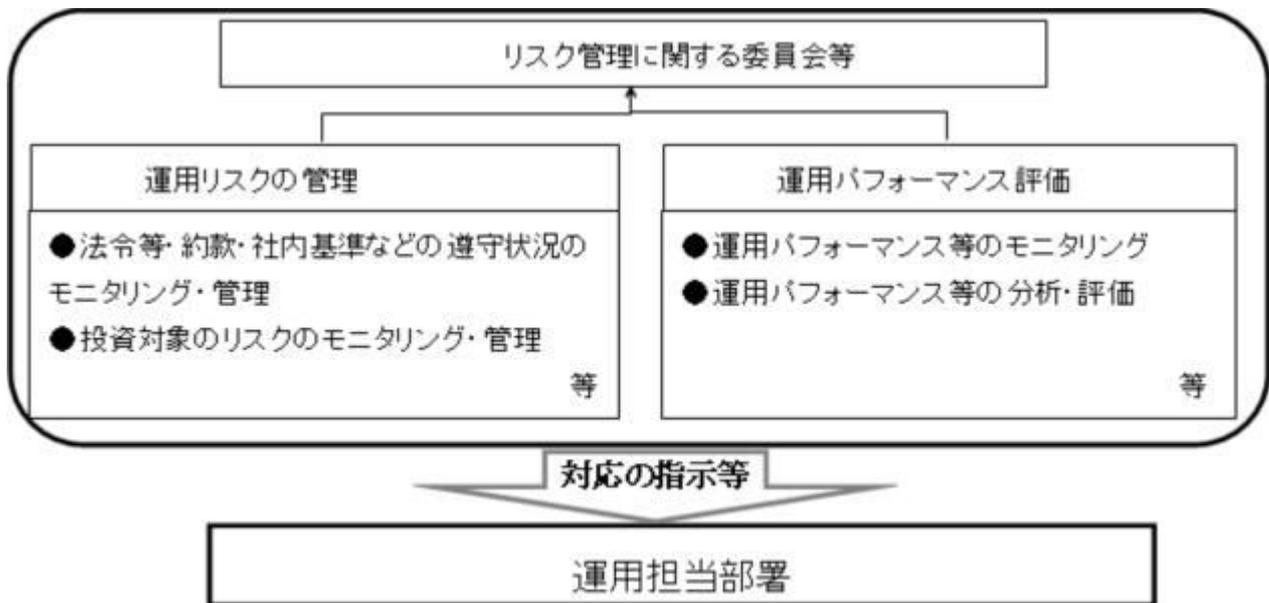
(2) リスク管理体制

委託会社における当ファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用

パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。

- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

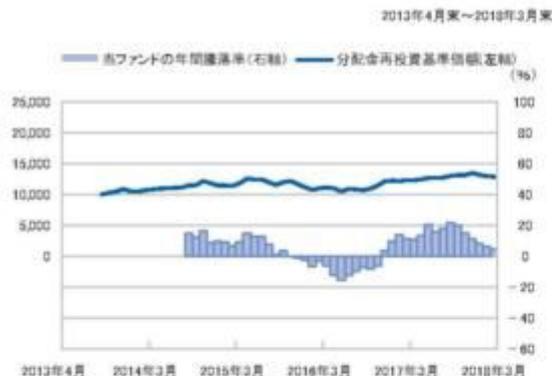


リスク管理体制は平成30年 3月30日現在のものであり、今後変更になることがあります。

投資リスク

＜参考情報＞

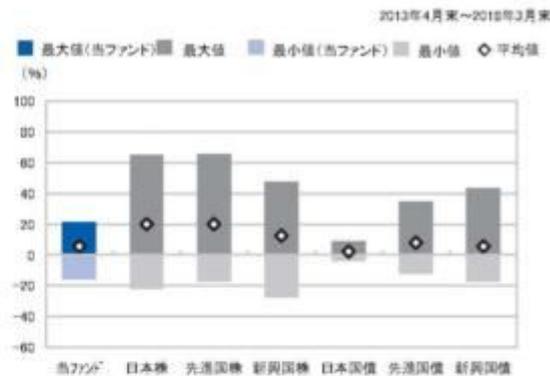
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



* 分配金再投資基準価額は、設定時を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

* 年間騰落率は、2014年9月から2018年3月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



当ファンド：日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-----|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| 最大値 | 21.5 | 65.0 | 65.7 | 47.4 | 9.3 | 34.9 | 43.7 |
| 最小値 | △15.5 | △22.0 | △17.5 | △27.4 | △4.0 | △12.3 | △17.4 |
| 平均値 | 5.8 | 20.1 | 20.3 | 12.8 | 2.2 | 8.2 | 5.7 |

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2013年4月から2018年3月の5年間の当ファンドは2014年9月から2018年3月の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

分配金再投資基準価額は、取引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 - 先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 - 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

●「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。

●「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に關して一切責任を負いません。

●「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

●「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「各資産クラスの騰落率」は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税等（8%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができます。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

- 1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合があります。
- 2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合があります。

（2）【換金（解約）手数料】

a．解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

b．信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

（3）【信託報酬等】

| ファンド | <p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.134% (税抜1.05%)</p> <p>信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p> <p>運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <table border="1" data-bbox="400 264 1390 562"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳(税抜)</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.42%</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.60%</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.03%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>委託会社の信託報酬には、当ファンドの投資顧問会社(フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド)に対する投資顧問報酬(年率0.05%)が含まれます。</p> | 支払先 | 内訳(税抜) | 主な役務 | 委託会社 | 年率0.42% | 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価 | 販売会社 | 年率0.60% | 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 | 受託会社 | 年率0.03% | 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価 |
|---------------|--|---|--------|------|------|---------|----------------------------------|------|---------|---|------|---------|-------------------------------|
| 支払先 | 内訳(税抜) | 主な役務 | | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | 年率0.42% | 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価 | | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 年率0.60% | 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 年率0.03% | 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価 | | | | | | | | | | | |
| 投資対象とする外国投資信託 | <p>債券・ファンドの純資産総額に対して年率0.55%(上限)</p> | | | | | | | | | | | | |
| 実質的な負担 | <p>ファンドの日々の純資産総額に対して最大で年率1.684%(税抜1.6%)程度</p> <p>上記は債券・ファンドを100%組入れた場合の数値です。実際の運用管理費用(信託報酬)は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。</p> | | | | | | | | | | | | |

(4) 【その他の手数料等】

- a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
 - b. 投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
 - c. 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税および資産を外国で保管する場合の費用についても投資信託財産が負担します。
 - d. 当ファンドが主要投資対象とする債券・ファンドにおいても、有価証券等の売買手数料、外国投資信託の設定に関する費用等がかかります。
 - e. 「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。
- 手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

- a. 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%

(所得税15.315% (復興特別所得税を含みます。) および地方税5%) の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税 (配当控除の適用なし) のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(口) 解約時および償還時

解約時および償還時の差益 (譲渡益) については、譲渡所得として、20.315% (所得税15.315% (復興特別所得税を含みます。) および地方税5%) の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座 (源泉徴収口座) を利用する場合、20.315% (所得税15.315% (復興特別所得税を含みます。) および地方税5%) の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用 (申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。) を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

(八) 損益通算について

解約 (換金) 時および償還時の差損 (譲渡損) については、確定申告を行うことにより上場株式等 (上場株式、上場投資信託 (ETF)、上場不動産投資信託 (REIT)、公募株式投資信託および特定公社債等 (公募公社債投資信託を含みます。) など。以下同じ。) の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額 (配当所得については申告分離課税を選択したものに限り。) との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座 (源泉徴収口座) をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います (確定申告不要)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：NISA (ニーサ) 」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA (ジュニアニーサ) 」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

b . 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315% (所得税15.315% (復興特別所得税を含みます。)) の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記は、平成30年3月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりで

す。

c．個別元本について

(イ) 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

(ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

(ハ) 収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「d．収益分配金の課税について」を参照。）

d．収益分配金の課税について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

フロンティア・ワールド・インカム・ファンド（年1回決算型）

（平成30年 3月30日現在）

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---------------------|--------|---------------|---------|
| 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 999,137,600 | 97.77 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 500,020 | 0.04 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 22,279,639 | 2.18 |
| 純資産総額 | | 1,021,917,259 | 100.00 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(参考) マネー・マーケット・マザーファンド

(平成30年 3月30日現在)

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|-------------|---------|
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 123,190,682 | 100.00 |
| 純資産総額 | | 123,190,682 | 100.00 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

フロンティア・ワールド・インカム・ファンド(年1回決算型)

イ. 評価額上位銘柄明細

(平成30年 3月30日現在)

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は 額面総額 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------------|---------------|--|--------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | ケイマン 諸島 | 投資信託受 益証券 | フランクリン・templton・フ ロンティア・エマージング・マー ケッツ・デット・ファンド | 269,600 | 4,106.02 | 1,106,985,364 | 3,706 | 999,137,600 | 97.77 |
| 2 | 日本 | 親投資信託 受益証券 | マネー・マーケット・マザーファ ンド | 490,794 | 1.0192 | 500,217 | 1.0188 | 500,020 | 0.04 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ. 種類別投資比率

(平成30年 3月30日現在)

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 97.77 |
| 親投資信託受益証券 | 0.04 |
| 合計 | 97.81 |

(参考) マネー・マーケット・マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

ロ. 種類別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

フロンティア・ワールド・インカム・ファンド(年1回決算型)

該当事項はありません。

(参考) マネー・マーケット・マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

フロンティア・ワールド・インカム・ファンド(年1回決算型)

該当事項はありません。

(参考) マネー・マーケット・マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

フロンティア・ワールド・インカム・ファンド(年1回決算型)

| 期別 | 純資産総額(円) | | 1口当たり純資産額(円) | |
|-----------------------|-------------|-------------|--------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第1計算期間末 (平成26年 9月16日) | 78,663,041 | 78,663,041 | 1.1336 | 1.1336 |
| 第2計算期間末 (平成27年 9月15日) | 103,569,641 | 103,569,641 | 1.1825 | 1.1825 |
| 第3計算期間末 (平成28年 9月15日) | 90,901,222 | 90,901,222 | 1.0770 | 1.0770 |
| 第4計算期間末 (平成29年 9月15日) | 432,361,574 | 432,361,574 | 1.2860 | 1.2860 |
| 平成29年 3月末日 | 85,954,629 | | 1.2315 | |
| 4月末日 | 85,514,166 | | 1.2323 | |
| 5月末日 | 97,783,685 | | 1.2465 | |
| 6月末日 | 114,851,255 | | 1.2668 | |
| 7月末日 | 296,369,175 | | 1.2654 | |
| 8月末日 | 398,392,535 | | 1.2768 | |
| 9月末日 | 587,389,861 | | 1.3025 | |
| 10月末日 | 647,679,126 | | 1.3144 | |
| 11月末日 | 859,075,573 | | 1.3158 | |
| 12月末日 | 975,386,873 | | 1.3498 | |
| 平成30年 1月末日 | 999,369,341 | | 1.3204 | |

| | | | |
|------|---------------|--|--------|
| 2月末日 | 986,950,782 | | 1.2977 |
| 3月末日 | 1,021,917,259 | | 1.2883 |

【分配の推移】

フロンティア・ワールド・インカム・ファンド(年1回決算型)

| 期 | 計算期間 | 1口当たりの分配金(円) |
|--------|-------------------------|--------------|
| 第1計算期間 | 平成25年 9月30日～平成26年 9月16日 | 0.0000 |
| 第2計算期間 | 平成26年 9月17日～平成27年 9月15日 | 0.0000 |
| 第3計算期間 | 平成27年 9月16日～平成28年 9月15日 | 0.0000 |
| 第4計算期間 | 平成28年 9月16日～平成29年 9月15日 | 0.0000 |

【収益率の推移】

フロンティア・ワールド・インカム・ファンド(年1回決算型)

| 期 | 計算期間 | 収益率(%) |
|----------|-------------------------|--------|
| 第1計算期間 | 平成25年 9月30日～平成26年 9月16日 | 13.4 |
| 第2計算期間 | 平成26年 9月17日～平成27年 9月15日 | 4.3 |
| 第3計算期間 | 平成27年 9月16日～平成28年 9月15日 | 8.9 |
| 第4計算期間 | 平成28年 9月16日～平成29年 9月15日 | 19.4 |
| 第5中間計算期間 | 平成29年 9月16日～平成30年 3月15日 | 0.2 |

(注)収益率は各計算期間における騰落率を表示しており、当該計算期間の分配金額を加算して計算しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

フロンティア・ワールド・インカム・ファンド(年1回決算型)

| 期 | 計算期間 | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
|----------|-------------------------|-------------|------------|
| 第1計算期間 | 平成25年 9月30日～平成26年 9月16日 | 69,517,869 | 125,102 |
| 第2計算期間 | 平成26年 9月17日～平成27年 9月15日 | 56,785,457 | 38,593,975 |
| 第3計算期間 | 平成27年 9月16日～平成28年 9月15日 | 12,057,216 | 15,241,487 |
| 第4計算期間 | 平成28年 9月16日～平成29年 9月15日 | 299,794,641 | 47,999,077 |
| 第5中間計算期間 | 平成29年 9月16日～平成30年 3月15日 | 526,642,859 | 91,319,436 |

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

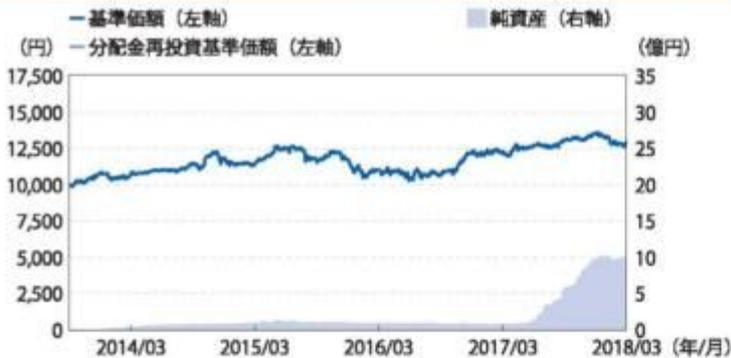
参考情報

運用実績

フロンティア・ワールド・インカム・ファンド（年1回決算型）

データの基準日：2018年3月30日

<基準価額・純資産の推移> (2013年9月30日～2018年3月30日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日：2013年9月30日)
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

<分配の推移(税引前)>

| | |
|---------|----|
| 2017年9月 | 0円 |
| 2016年9月 | 0円 |
| 2015年9月 | 0円 |
| 2014年9月 | 0円 |
| - | - |
| 設定来累計 | 0円 |

※分配金は1万口当たりです。

<主要な資産の状況>

組入状況

| ファンド名 | 国・地域 | 通貨 | 純資産比率 |
|--|--------|-----|--------|
| フランクリン・テンブルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド | ケイマン諸島 | 日本円 | 97.77% |
| マネー・マーケット・マザーファンド | 日本 | 日本円 | 0.04% |
| | 合計 | | 97.81% |

フランクリン・テンブルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンドの状況(現地2018年3月14日現在)

①組入公社債の上位5通貨

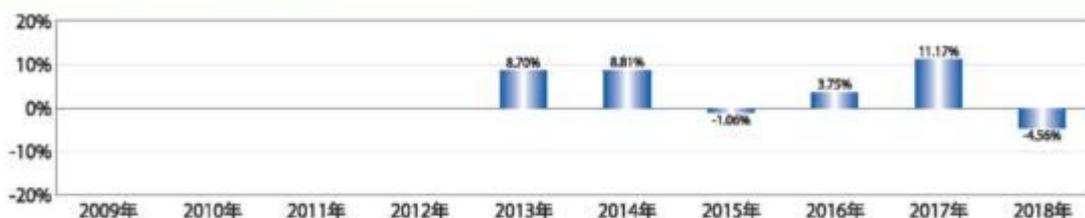
| 通貨 | 比率 |
|----------|-------|
| 米ドル | 60.6% |
| 南アフリカランド | 4.5% |
| メキシコペソ | 3.4% |
| ウルグアイペソ | 3.2% |
| コロンビアペソ | 3.1% |

②組入公社債の上位5ヵ国

| 国・地域 | 比率 |
|--------|------|
| 南アフリカ | 6.4% |
| コロンビア | 5.0% |
| トルコ | 4.6% |
| メキシコ | 4.3% |
| アルゼンチン | 4.1% |

※フランクリン・テンブルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッドからの情報を基に作成しています。
 ※比率は、フランクリン・テンブルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンドの純資産総額に対する割合で、小数第2位を四捨五入しています。

<年間収益率の推移(暦年ベース)>



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
 ※2013年は設定日から年末までの収益率、および2018年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
 ※当ファンドにはベンチマークはありません。

・掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 ・委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(イ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

(ロ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は販売会社との間で「フロンティア・ワールド・インカム・ファンド(年1回決算型)自動継続投資約款」(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。

(ハ) 取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、以下のいずれかに該当する日には、取得申し込みの受付は行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・シンガポールの銀行の休業日
- ・ケイマンの銀行の休業日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

2【換金(解約)手続等】

一部解約(解約請求によるご解約)

(イ) 受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

(ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(ニ) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税(法人の受益者の場合は所得税のみ)に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

基準価額につきましては、アセットマネジメントOne株式会社のインターネットホームページ（<http://www.am-one.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

（ホ）一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

（ヘ）委託者は、以下のいずれかに該当する日には、上記（イ）による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・シンガポールの銀行の休業日
- ・ケイマンの銀行の休業日

（ト）委託者は、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

（チ）上記（ト）により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記（二）の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

| 投資対象 | 評価方法 |
|-----------------|-------------------------|
| 外国投資信託証券 | 計算日に入手し得る直近の純資産価格(基準価額) |
| マザーファンド 受益証券 | 計算日の基準価額 |
| 外貨建資産の 円換算 | 計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値 |
| 外国為替予約の 円換算 | 計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値 |

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成40年9月15日までとします。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年9月16日から翌年9月15日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

a. 信託の終了(投資信託契約の解約)

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、当ファンドの受益権の総口数が20億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、信託終了前に、所定の運用の基本方針に基づき、投資を行ったボンド・ファンドが償還、または次に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. ボンド・ファンドの主要投資対象が変更となる場合

2. ボンド・ファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合

(ハ) 委託者は、上記(イ)の事項について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしています。

(二) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ホ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c. 書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ヘ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更等

(イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記(イ)の事項(投資信託約款の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

(ハ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)および(ロ)の規定にしたがいます。

この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

c. 書面決議の手続き

(イ) 委託者は、上記「a. 信託の終了(投資信託契約の解約)」(イ)について、または「b. 投資信託約款の変更等」(イ)の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ロ) 上記(イ)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ハ) 上記(イ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(二) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ホ) 上記(イ)から(二)までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「a. 信託の終了(投資信託契約の解約)」(ロ)の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(イ)から(ハ)までに規定する当ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(ヘ) 上記(イ)から(ホ)の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

d. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約(上記「a. 信託の終了(投資信託契約の解約)」(ロ)の場合を除きます。)または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

e. 運用報告書

委託者は、毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、下記「f. 公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

f. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

h. 信託事務処理の再信託

(イ) 受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(ロ) 上記(イ)における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

i. 信託業務の委託等

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の

利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

j. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

k. 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

また、委託者と投資顧問会社との間において締結している「投資顧問契約」の有効期間は契約の締結日から投資信託約款に基づくファンドの信託終了日までとし、途中で更新は行いません。なお、委託者、投資顧問会社は、法律による解除権の行使以外に、相手方に対する事前の書面による解約申し入れによりこの契約を解約できるものとします。

4【受益者の権利等】

a. 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社

に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b. 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

c. 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

d. 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(平成28年9月16日から平成29年9月15日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【フロンティア・ワールド・インカム・ファンド(年1回決算型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

| | 第3期 平成28年 9月15日現在 | 第4期 平成29年 9月15日現在 |
|-----------------|----------------------|----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 3,285,724 | 11,613,248 |
| 投資信託受益証券 | 87,653,700 | 421,283,700 |
| 親投資信託受益証券 | 500,462 | 500,217 |
| 流動資産合計 | 91,439,886 | 433,397,165 |
| 資産合計 | 91,439,886 | 433,397,165 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払受託者報酬 | 15,282 | 29,381 |
| 未払委託者報酬 | 519,468 | 998,827 |
| 未払利息 | 7 | 25 |
| その他未払費用 | 3,907 | 7,358 |
| 流動負債合計 | 538,664 | 1,035,591 |
| 負債合計 | 538,664 | 1,035,591 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 84,399,978 | 336,195,542 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 6,501,244 | 96,166,032 |
| (分配準備積立金) | 26,611,319 | 41,273,889 |
| 元本等合計 | 90,901,222 | 432,361,574 |
| 純資産合計 | 90,901,222 | 432,361,574 |
| 負債純資産合計 | 91,439,886 | 433,397,165 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

| | 第3期 | | 第4期 | |
|-------------------------|-----|------------------------------|-----|------------------------------|
| | 自 | 平成27年 9月16日 至 平成28年 9月15日 | 自 | 平成28年 9月16日 至 平成29年 9月15日 |
| 営業収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 17,219,850 | | 30,730,900 |
| 受取利息 | | 1,089 | | - |
| 有価証券売買等損益 | | 25,336,595 | | 8,814,865 |
| 営業収益合計 | | 8,115,656 | | 21,916,035 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払利息 | | 706 | | 6,458 |
| 受託者報酬 | | 31,657 | | 43,370 |
| 委託者報酬 | | 1,076,304 | | 1,474,469 |
| その他費用 | | 7,965 | | 11,155 |
| 営業費用合計 | | 1,116,632 | | 1,535,452 |
| 営業利益 | | 9,232,288 | | 20,380,583 |
| 経常利益 | | 9,232,288 | | 20,380,583 |
| 当期純利益 | | 9,232,288 | | 20,380,583 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | | 507,446 | | 4,285,738 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | | 15,985,392 | | 6,501,244 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 1,971,322 | | 79,647,237 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 1,971,322 | | 79,647,237 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 2,730,628 | | 6,077,294 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 2,730,628 | | 6,077,294 |
| 分配金 | | - | | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | | 6,501,244 | | 96,166,032 |

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 区分 | 第4期 | |
|--------------------|--|--|
| | 自 平成28年 9月16日 至 平成29年 9月15日 | |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | |
| | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 | |

（貸借対照表に関する注記）

| 第3期 平成28年 9月15日現在 | | 第4期 平成29年 9月15日現在 | |
|---------------------------|-------------|---------------------------|--------------|
| 1. 計算期間末日における受益権の総数 | 84,399,978口 | 1. 計算期間末日における受益権の総数 | 336,195,542口 |
| 2. 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 | | 2. 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たり純資産額 | 1.0770円 | 1口当たり純資産額 | 1.2860円 |
| (1万口当たり純資産額) | (10,770円) | (1万口当たり純資産額) | (12,860円) |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 区分 | 第3期 | | 第4期 | |
|----------|--|--|--|--|
| | 自 平成27年 9月16日 至 平成28年 9月15日 | | 自 平成28年 9月16日 至 平成29年 9月15日 | |
| 分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益（15,366,720円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（13,695,355円）及び分配準備積立金（11,244,599円）より分配対象収益は40,306,674円（1万口当たり4,775.66円）であります。分配を行っておりません。 | | 計算期間末における費用控除後の配当等収益（25,441,847円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（203,742,333円）及び分配準備積立金（15,832,042円）より分配対象収益は245,016,222円（1万口当たり7,287.89円）であります。分配を行っておりません。 | |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 第3期 自 平成27年 9月16日 至 平成28年 9月15日 | 第4期 自 平成28年 9月16日 至 平成29年 9月15日 |
|----------------------------|---|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスクの管理体制 | コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。 | 運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| 第3期 平成28年 9月15日現在 | 第4期 平成29年 9月15日現在 |
|--|--|
| 1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。 2.時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して おります。 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に 近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま す。 | 1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2.時価の算定方法 同左 |

(関連当事者との取引に関する注記)

| | 第3期 自 平成27年 9月16日 至 平成28年 9月15日 | 第4期 自 平成28年 9月16日 至 平成29年 9月15日 |
|--|---------------------------------------|---------------------------------------|
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

(その他の注記)

1 元本の移動

| 区分 | 第3期 平成28年 9月15日現在 | 第4期 平成29年 9月15日現在 |
|-----------|----------------------|----------------------|
| 期首元本額 | 87,584,249円 | 84,399,978円 |
| 期中追加設定元本額 | 12,057,216円 | 299,794,641円 |
| 期中一部解約元本額 | 15,241,487円 | 47,999,077円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 第3期 平成28年 9月15日現在 | 第4期 平成29年 9月15日現在 |
|-----------|--------------------------|--------------------------|
| | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
| 投資信託受益証券 | 24,935,708 | 9,943,704 |
| 親投資信託受益証券 | 244 | 245 |
| 合計 | 24,935,464 | 9,943,949 |

3 デリバティブ取引等関係 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|--------------|--|---------|-------------|----|
| 投資信託受益証券 | フランクリン・templton・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド | 101,100 | 421,283,700 | |
| 投資信託受益証券 小計 | | 101,100 | 421,283,700 | |
| 親投資信託受益証券 | マネー・マーケット・マザーファンド | 490,794 | 500,217 | |
| 親投資信託受益証券 小計 | | 490,794 | 500,217 | |
| 合計 | | 591,894 | 421,783,917 | |

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「フランクリン・templton・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド」及び「マネー・マーケット・マザーファンド」各受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて「フランクリン・templton・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド」の受益証券であり、「親投資信託受益証券」は、すべて「マネー・マーケット・マザーファンド」の受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

「フランクリン・templton・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド」の状況

「フランクリン・templton・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド」は、ケイ

マン諸島で設立された円建外国証券投資信託であります。同ファンドの平成29年5月31日現在の財務書類は、国際財務報告基準に従い作成されており、独立監査人の監査を受けております。

同ファンドの財政状態計算書、包括利益計算書、受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務書類に対する注記は、同ファンドの副管理事務代行会社であるザバンクオブニューヨークメロンシンガポール支店から入手した財務書類の原文の一部を翻訳・抜粋したものであります。

(1) 財政状態計算書

2017年5月31日現在

| | 注記 | 2017年 (日本円) | 2016年 (日本円) |
|------------------------|-------|-----------------------|-----------------------|
| 資産 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 4 (a) | 19,374,319,731 | 22,038,032,952 |
| ブローカーに対する債権 | | - | 294,594,577 |
| 発行に係る未収入金 | | 136,471,941 | 67,756,680 |
| 現金および現金同等物 | 5 | 2,474,572,696 | 1,122,999,402 |
| その他の債権 | 6 (d) | 5,478,574 | 11,174,748 |
| 資産合計 | | 21,990,842,942 | 23,534,558,359 |
| 負債 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 償還に係る未払金 | | 2,892,780 | 356,648,726 |
| ブローカーに対する債務 | | - | 6,118,096 |
| 未払費用 | 7 | 25,447,393 | 39,959,092 |
| 負債合計 | | 28,340,173 | 402,725,914 |
| 受益証券保有者に帰属する純資産 | 8 | 21,962,502,769 | 23,131,832,445 |

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(2) 包括利益計算書

2017年5月31日に終了した会計年度

| | 注記 | 2017年 (日本円) | 2016年 (日本円) |
|--------------------------------------|-------|----------------------|------------------------|
| 収益 | | | |
| 受取配当金 | | 445,860,098 | 667,793,054 |
| 受取利息 | | 52,091 | 66,772 |
| その他の収益 | | 231,176 | 26,027,933 |
| 為替差(損)/益純額 | | (18,205,137) | 65,757,052 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る公正価値の純変動額 | 4 (b) | 2,586,000,737 | (4,883,293,918) |
| 純収益/(損失)合計 | | 3,013,938,965 | (4,123,649,107) |
| 費用 | | | |
| 運用報酬 | 6 (a) | 84,967,926 | 128,553,137 |
| 受託会社報酬および管理事務代行会社報酬 | 6 (b) | 22,350,350 | 32,787,667 |
| 保管受託銀行報酬 | 6 (c) | 8,670,996 | 19,993,933 |
| 費用の払戻し | 6 (d) | (5,478,574) | (11,174,748) |
| 監査報酬 | | 5,670,262 | 5,922,207 |
| 当座借越利息 | | 109 | 38,868 |
| その他の営業費用 | | 1,985,158 | 752,294 |
| 営業費用合計 | | 118,166,227 | 176,873,358 |
| 税引前利益/(損失) | | 2,895,772,738 | (4,300,522,465) |
| 源泉税 | | (22,941,649) | (25,659,113) |
| 運用による受益証券保有者に帰属する純資産の増加/(減少)額 | | 2,872,831,089 | (4,326,181,578) |

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(3) 受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書

2017年5月31日に終了した会計年度

| | 注記 | 受益証券口数 | 2017年 (日本円) | 受益証券口数 | 2016年 (日本円) |
|-------------------------------|----|-----------|-----------------|-------------|------------------|
| 受益証券保有者に帰属する純資産期首残高 | | 4,846,820 | 23,131,832,445 | 6,590,677 | 42,058,742,579 |
| 運用による受益証券保有者に帰属する純資産の増加/(減少)額 | | - | 2,872,831,089 | - | (4,326,181,578) |
| 分配金 | 9 | - | (4,790,943,770) | - | (5,312,655,675) |
| 受益証券の発行 | | 891,151 | 3,964,452,143 | 857,426 | 4,925,296,313 |
| 受益証券の償還 | | (727,695) | (3,215,669,138) | (2,601,283) | (14,213,369,194) |
| 受益証券保有者に帰属する純資産期末残高 | | 5,010,276 | 21,962,502,769 | 4,846,820 | 23,131,832,445 |

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(4) キャッシュ・フロー計算書

2017年5月31日に終了した会計年度

| | 注記 | 2017年 (日本円) | 2016年 (日本円) |
|-----------------------|----|-----------------|------------------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 投資の購入 | | (6,286,106,282) | (11,280,563,608) |
| 投資の処分 | | 10,373,611,361 | 20,090,877,488 |
| 受取配当金 | | 445,860,098 | 667,793,054 |
| 受取利息 | | 52,091 | 66,772 |
| その他の収益の受取 | | 231,176 | 26,027,933 |
| 投資収益の受取 | | 1,450,685,360 | 2,266,447,294 |
| 運用報酬支払 | | (94,990,507) | (131,438,874) |
| 受託会社報酬および管理事務代行会社報酬支払 | | (24,916,426) | (33,164,701) |
| 保管受託銀行報酬支払 | | (10,565,706) | (19,716,333) |
| 監査報酬支払 | | (5,698,594) | (6,240,764) |
| その他の営業費用支払 | | (1,985,158) | (752,294) |
| 費用の払戻しの受取 | | 11,174,748 | 8,387,306 |
| 源泉税支払 | | (22,941,649) | (25,659,113) |
| 営業活動による正味キャッシュ収入 | | 5,834,410,512 | 11,562,064,160 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 償還可能受益証券保有者に対する分配金支払額 | | (4,790,943,770) | (5,312,655,675) |
| 受益証券の発行による収入 | | 3,895,736,882 | 4,857,539,633 |
| 受益証券の償還による支払 | | (3,569,425,084) | (14,846,642,648) |
| 当座借越利息支払 | | (109) | (38,868) |
| 財務活動による正味キャッシュ支出 | | (4,464,632,081) | (15,301,797,558) |
| 現金および現金同等物の純増加/(減少)額 | | 1,369,778,431 | (3,739,733,398) |
| 現金および現金同等物期首残高 | | 1,122,999,402 | 4,796,975,748 |
| 外国為替レート変動の影響 | | (18,205,137) | 65,757,052 |
| 現金および現金同等物期末残高 | 5 | 2,474,572,696 | 1,122,999,402 |

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(5) 財務書類に対する注記

2017年5月31日に終了した会計年度

本注記は、添付の財務書類の不可分の一部であり、財務書類と併せて読まれるべきです。

1 一般的情報

フランクリン・テンプレート・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド(以下「当ファンド」といいます。)は、ケイマン諸島で設立され、同地に籍を置いています。当ファンドの登記上の事務所の住所は、ケイマン諸島、Camana Bay, 72 Market Street, Cassia Court, 2nd Floor Suite 2204, PO Box 31371, Grand Cayman KY1-1206です。当ファンドは、2006年3月8日に設立され、2006年4月3日に運用を開始しました。

当ファンドは、償還可能受益証券の保有者のために、新興国が発行する上場および非上場のソブリン債およ

び準ソブリン債に投資することで、高利回りおよび長期的な資本の増価を達成することを目標としています。

ルクセンブルグ法に基づき設立された会社であり、当ファンドの運用会社を務めるフランクリン テンプルトン インターナショナル サービシズ エス エー アール エルは、当ファンドに関するポートフォリオ運用サービスを、英国法に基づき設立された会社であるフランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッドに委託しています。BNY メロン ファンド マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」といいます。)が当ファンドの受託会社を務め、受託業務および管理事務代行業務を提供しています。ザ バンク オブ ニューヨーク メロン シンガポール支店が当ファンドの副管理事務代行会社に任命されています。ザ バンク オブ ニューヨーク メロン コーポレーションは受託会社の持株会社であり、当ファンドの保管受託銀行です。

本財務書類に対する注記において、純資産と表記されているものはすべて、別途記載がない限り、当ファンドの償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産を指しています。

当ファンドの受益証券は公開市場で取引されておらず、また、当ファンドは、公開市場における証券のいずれかのクラスの発行を目的とした、規制機関への財務書類の提出を行っていません。

本財務書類は、2017年8月8日に受託会社によって発行を承認されました。

2 重要な会計方針の要約

本財務書類の作成に際して適用された主要な会計方針は以下のとおりです。これらの方針は、別途記載がない限り、表示されたすべての期間において首尾一貫して適用されています。

2.1 作成の基礎

本財務書類は、国際財務報告基準(以下「IFRS」といいます。)に準拠して作成されています。本財務書類は取得原価主義に基づき作成されているが、純損益を通じて公正価値で測定する保有金融資産および金融負債(デリバティブ金融商品を含みます。)の再評価によって修正されています。

IFRSに準拠したこれらの財務書類の作成では、当ファンドの会計方針を適用する過程で経営者が判断を行うことが要求されています。IFRSはまた、一定の重要な会計上の見積りおよび仮定の使用を要求しています。

(a) 2016年6月1日より適用される基準および既存の基準の修正

当ファンドに重要な影響を及ぼすと見込まれる、2016年6月1日に開始する会計年度から適用されている他の基準、解釈指針または既存の基準の修正はありません。

(b) 2016年6月1日以降に発効する早期適用されていない新基準、修正および解釈指針

IFRS第9号「金融商品」は、2018年1月1日以後開始する年度から適用され、金融資産および金融負債の分類、測定および認識について取り扱っています。IFRS第9号の完全版は、IAS第39号のほとんどのガイダンスを置き換えるものです。IFRS第9号は、混合測定モデルを維持しつつ簡略化しており、金融資産について、償却原価、その他の包括利益を通じた公正価値および純損益を通じた公正価値という3つの主要な測定区分を定めています。

分類のベースは、企業の事業モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に依拠します。資本金金融商品に対する投資は、純損益を通じて公正価値で測定することが要求され、当初認識時に、公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択をすることになります。IAS第39号で用いていた発生損失モデルは、新たな予想信用損失モデルに置き換えられることになります。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された負債について自己の信用リスクの変化をその他の包括利益として認識することを除き、金融負債に関して分類および測定の変更はありません。IFRS第9号は、ヘッジの有効性テストに関する数値基準を置き換えることにより、ヘッジの有効性に関する要求事項を緩和しています。同基準は、ヘッジ対象とヘッジ手段の間に経済的関係を要求しており、「ヘッジ比率」は経営者がリスク管理目的で実際に使用する比率と同じでなければなりません。同時的な文書化は引き続き要求されますが、IAS第39号に基づいて現在作成されているものとは異なります。当該新基準は当ファンドの財政状態または業績に重大な影響を及ぼさない見込みです。

2.2 外貨換算

(a) 機能通貨および表示通貨

当ファンドは、日本円をファンドの機能通貨としています。これは、日本が、当ファンドが資金を調達しエクスポージャーを有する主たる経済環境であるためです。本財務書類は、当ファンドの機能通貨および表示通貨である日本円で表示されています。

(b) 取引および残高

外貨建取引は、取引日現在の実勢為替レートを使用して機能通貨に換算されます。外貨建取引の決済から、および外貨建金融資産および金融負債の期末換算レートでの換算から生じた為替差損益は、包括利益計算書に認識されます。

2.3 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

(a) 分類

金融資産は、主として短期間に売却または買戻しを行う目的で取得したかまたは発生した場合、あるいは当初認識時において、まとめて管理され、かつ、最近における実際的な利益獲得のパターンの証拠がある識別可能な金融商品のポートフォリオの一部である場合に、売買目的保有として分類されます。

債券およびワラントに対する投資は、当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されます。

(b) 認識 / 認識の中止

投資の通常の購入および売却は、当ファンドが投資を購入または売却することを確約した日である取引日に認識されます。投資からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅したか、または当ファンドが所有に係るリスクおよび経済価値をほとんどすべて移転している場合、投資は認識の中止が行われます。

(c) 測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初、公正価値で認識されます。取引費用は、包括利益計算書に費用計上されます。当初認識後、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産はすべて、公正価値で測定されます。「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」の公正価値の変動により生じた利益および損失は、発生した年度の包括利益計算書に表示されます。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産からの受取利息は、包括利益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る公正価値の純変動額」に認識されます。

(d) 公正価値の見積り

活発な市場で取引される金融商品の公正価値は、期末現在の市場相場価格に基づいています。当ファンドが保有する金融資産に使用される市場相場価格は、経過利息を考慮した期末の仲値です。

活発な市場で取引されない金融商品の公正価値は、評価技法を使用して決定されます。当ファンドは、様々な方法を使用し、各年度末日現在の市況に基づく仮定を行っています。使用される評価技法は、類似する最近の独立第三者間取引、割引キャッシュ・フロー分析、オプション価格算定モデルおよび市場参加者が一般に使用しているその他の評価技法の使用が含まれています。

2.4 金融商品の相殺

認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利があり、かつ、純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図がある場合には、金融資産と金融負債とを相殺し、純額を財政状態計算書に報告します。

2.5 ブローカーに対する債権および債務

ブローカーに対する債権および債務の金額は、それぞれ、契約済であるが報告年度末時点で決済も受渡もされていない、売却有価証券に関する未収金および購入有価証券に関する未払金を表しています。

これらの金額は、当初、公正価値で認識され、事後に、実効金利法を使用して償却原価（ブローカーに対する債権金額は減損引当金控除後）で測定されます。ブローカーに対する債権金額の減損引当金は、当ファンドが関連するブローカーから債権を全額回収できない客観的証拠がある場合に設定されます。ブローカーの重大な財政的困難、ブローカーが破産または財政的再編成に陥る可能性および支払不履行は、ブローカーに対する債権金額が減損している兆候とみなされます。

2.6 現金および現金同等物

現金および現金同等物は要求払銀行預金で構成されています。

2.7 未払費用

未払費用は、当初、公正価値で認識され、事後に、実効金利法を使用して償却原価で表示されます。これらは短期性のものであり、帳簿価額は公正価値に近似しています。

2.8 受益証券保有者に帰属する純資産

当ファンドの受益証券は、保有者の選択により償還可能であり、資本として分類されています。受益証券は、当ファンドの純資産の比例持分に相当する現金と引き換えに、いつでも当ファンドに対する償還請求が可能です。

受益証券は、受益証券保有者の選択により、発行時または償還時の当ファンドの受益証券1口当たり純資産額に基づく価格で発行および償還されます。当ファンドの受益証券1口当たり純資産額は、当ファンドの償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産を、発行済受益証券の合計口数で除することにより算定されます。当ファンドの規則の条項に従い、投資ポジションは、発行および償還に関する受益証券1口当たり純資産額を決定する目的で、市場価格の仲値に基づき評価されます。

2.9 受取利息

受取利息は、実効金利法を使用して時間比例基準で認識されます。

2.10 償還可能受益証券の保有者に対する未払分配金

償還可能受益証券の保有者に対して提示された分配金は、受託会社によって承認された時点で受益証券保有

者に帰属する純資産の変動計算書に認識されます。これらの受益証券に係る分配金は、受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書に認識されます。

2.11 課税

当ファンドはケイマン諸島に籍を置いています。ケイマン諸島の現行法の下では、当ファンドは、収益、不動産、譲渡、売却またはその他に係るケイマン諸島の税金について支払義務はありません。

当ファンドは、事実上、すべてケイマン諸島以外の国に籍を置いている企業が発行した有価証券に投資しており、投資収益およびキャピタル・ゲインに係る源泉税を課される可能性があります。これらのいくつかの外国の税法は、当ファンドなどの非居住者にキャピタル・ゲイン税が適用される可能性があることを示しています。

当該キャピタル・ゲインは自己評価に基づき算定することが要求される場合があるため、かかる税金は「源泉」ベースでファンドのブローカーによって控除されない可能性があります。このような投資収益またはキャピタル・ゲインは、包括利益計算書に源泉税を含む総額で計上されます。

IAS第12号「法人所得税」に従い、当ファンドは、外国の税法が当該国を源泉とする当ファンドのキャピタル・ゲインについて税金負債の評価を要求する可能性が高い場合、関連税務当局がすべての事実および状況を熟知していると仮定して、税金負債を認識する必要があります。税金負債は、成立しているまたは実質的に報告期間末までに成立する税法および税率を使用して、関連税務当局への支払いが見込まれる金額で測定されます。税法がオフショア投資ファンドに適用される状況には不確実性がある場合があり、このことから、税金負債が当ファンドによって最終的に支払われるかについて不確実性が生じます。不確実な税金負債を測定する際に、経営者は、関連税務当局の公式または非公式な慣行を含め、支払いの可能性に影響を及ぼしうる、その時点で入手可能なすべての関連する事実および状況を考慮します。

2017年5月31日および2016年5月31日現在、当ファンドは、現時点で入手可能な情報に基づき、外国のキャピタル・ゲイン税について見込まれる重要かつ不確実な税金負債はないと評価しています。

3 金融リスク管理

3.1 金融商品を利用する際の戦略

当ファンドは、投資取引に従事しており、その活動により様々な金融リスクにさらされています。当ファンドの金融リスク管理方針の実施に関する全責任は運用会社にありますが、運用会社は、特に金融市場が予測不可能であることに焦点を当て、当ファンドの財務業績に対する潜在的な悪影響を最小限にするよう努めています。

3.2 市場価格リスク

市場価格リスクは、主に、当ファンドが保有する純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の将来価格の不確実性から生じます。これは、市場でポジションを保有することで、価格の変動により当ファンドが被る可能性のある潜在的損失を表しています。当ファンドの活動の特性に直接的に起因して、リターンを最大化を目指すために、市場リスクのエクスポージャーが取られることとなります。しかし、トップダウンによるリスク管理により、(安全のために)国ごとの最大エクスポージャーを設定してこのリスクを限定することで、このリスクが各有価証券および各市場に確実に分散されるようにしています。この目的は、当ファンドが目論見書に規定されている投資方針を確実に遵守することによって達成されます。

国/地方または地域毎に、運用会社が当ファンドの純資産額の一定割合以上に投資することを制限する投資方針があります。下表をご参照ください。

| 分類 | 投資上限(%) |
|-------------------------------|-------------|
| 国/地方 | 最大20% |
| 地域(ラテンアメリカ、東欧、中東/アフリカ、極東/アジア) | 最小10%、最大40% |

また、新興市場における国々は3つのリスクベースのカテゴリーに分類されており、カテゴリー1は最もリスクが低いとみなされ、カテゴリー3は最もリスクが高くなっています。当ファンドの純資産総額に基づく投資制限が、以下に示されています。

| リスクベースのカテゴリー | カテゴリー1 | カテゴリー2 | カテゴリー3 |
|--------------|--------------|-------------|-------------|
| 投資上限(%) | 国/地方当たり最大16% | 国/地方当たり最大8% | 国/地方当たり最大4% |

期末現在、当ファンドのエクスポージャーは以下のとおりでした。

| 投資 | 2017年 | | 2016年 | |
|-------|---------------|--------------|---------------|--------------|
| | 公正価値 (日本円) | 純資産比率 (%) | 公正価値 (日本円) | 純資産比率 (%) |
| 債券 | | | | |
| アルバニア | - | - | 121,219,966 | 0.52 |

| | | | | |
|--------------|----------------|-------|----------------|-------|
| アンゴラ | 775,252,869 | 3.53 | 882,766,940 | 3.82 |
| アルゼンチン | 542,531,282 | 2.47 | 412,072,603 | 1.78 |
| アルメニア | 586,980,870 | 2.67 | 524,013,219 | 2.27 |
| アゼルバイジャン | 565,124,044 | 2.57 | 675,274,056 | 2.92 |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | 747,901,086 | 3.41 | 866,672,697 | 3.75 |
| ブラジル | 433,430,059 | 1.97 | 406,971,542 | 1.76 |
| カメルーン | 462,575,128 | 2.11 | 421,264,718 | 1.82 |
| コロンビア | 940,032,775 | 4.28 | 825,626,061 | 3.57 |
| ドミニカ共和国 | 153,014,112 | 0.70 | 205,790,229 | 0.89 |
| エジプト | 60,183,760 | 0.27 | - | - |
| エルサルバドル | 312,442,961 | 1.42 | 529,809,269 | 2.29 |
| エチオピア | 379,945,795 | 1.73 | 503,617,171 | 2.18 |
| ガボン | 331,531,851 | 1.51 | 277,506,298 | 1.20 |
| ジョージア | 468,579,668 | 2.13 | 456,664,314 | 1.97 |
| ガーナ | 898,297,307 | 4.09 | 995,952,792 | 4.30 |
| ホンジュラス | - | - | 231,074,447 | 1.00 |
| イラク | 882,129,500 | 4.02 | 846,482,701 | 3.66 |
| ジャマイカ | 202,121,428 | 0.92 | - | - |
| ヨルダン | 93,428,459 | 0.43 | - | - |
| カザフスタン | 630,891,196 | 2.87 | 634,372,810 | 2.74 |
| ケニア | 590,653,509 | 2.69 | 550,814,669 | 2.38 |
| メキシコ | 940,069,629 | 4.28 | 727,578,526 | 3.15 |
| モンゴル | - | - | 475,919,222 | 2.06 |
| モザンビーク | 313,154,834 | 1.43 | 321,811,099 | 1.39 |
| ペルー | 663,072,641 | 3.02 | 573,933,611 | 2.48 |
| ロシア | 919,276,283 | 4.19 | 1,577,459,609 | 6.82 |
| 南アフリカ | 1,205,645,819 | 5.49 | 899,087,377 | 3.89 |
| スリランカ | 204,379,676 | 0.93 | 357,683,488 | 1.55 |
| 国際機関 | 86,739,579 | 0.39 | 795,736,884 | 3.44 |
| スリナム | 114,795,997 | 0.52 | - | - |
| トリニダード・トバゴ | 829,555,691 | 3.78 | 817,324,585 | 3.53 |
| チュニジア | - | - | 472,853,108 | 2.04 |
| トルコ | 796,033,386 | 3.62 | 835,220,655 | 3.61 |
| ウガンダ | 466,722,306 | 2.13 | 328,318,024 | 1.42 |
| ウクライナ | 402,394,752 | 1.83 | 1,294,685,435 | 5.60 |
| ウルグアイ | 924,840,605 | 4.21 | 665,713,880 | 2.88 |
| ベネズエラ | - | - | 19,661,167 | 0.08 |
| 債券合計 | 17,923,728,857 | 81.61 | 20,530,953,172 | 88.76 |

| 投資（続き） | 2017年 | | 2016年 | |
|----------|----------------|--------------|----------------|--------------|
| | 公正価値 （日本円） | 純資産比率 （％） | 公正価値 （日本円） | 純資産比率 （％） |
| 原油ワラント | | | | |
| ナイジェリア | 1,138,498,173 | 5.18 | 1,145,637,249 | 4.95 |
| ベネズエラ | 312,092,701 | 1.42 | 361,442,531 | 1.56 |
| 原油ワラント合計 | 1,450,590,874 | 6.60 | 1,507,079,780 | 6.51 |
| 投資合計 | 19,374,319,731 | 88.21 | 22,038,032,952 | 95.27 |

当ファンドが保有する金融資産の市場価格は、当ファンドが主に新興市場の政府および準政府機関が発行した上場および非上場債券に投資するため、金利変動のボラティリティの影響を大きく受けます。

市場リスク・エクスポージャーの監視に使用されている業界標準ツールの1つが、バリュアット・リスク（VaR）です。VaRは、異なる市場と相場（例えば金利と外国為替レート）の相関関係を考慮に入れて、過去のボラティリティおよび相関性の統計的分析に基づき、ポートフォリオの損失の確率を見積ります。以下に示

すVaRは、純資産額に対する割合として表されたものであり、信頼水準99%、保有期間1ヶ月を基礎として、現金および未決済の売買を含む、ポートフォリオのポジションを考慮に入れています。VaRの見積りは、VaRモデルにより作成された多数のモンテカルロ・シミュレーションから導出されています。

運用会社は、VaRがリスクに対する有益な指針であるものの、限界があることを認識しています。将来の事象の見積りの代用として過去のデータを使用することで、すべての潜在的な事象が、特に将来における極端な事象が網羅されないことがあります。例えば、当該モデルが、市場ストレス期間における市場流動性の著しい低下を完全に予測できないことがあり、結果として、そのようなときに売買されたポートフォリオのポジションが、VaRの見積りに反映されていない重要な費用を負担することもあり得ます。

2017年5月31日および2016年5月31日の感応度分析は、VaRモデルを使用して実施されました。VaRモデルは、リスク変数(市場価格リスク、為替リスクおよび金利リスクを含みます。)間の相互依存性を反映することが可能です。

VaRを使用して、信頼水準99%、保有期間1ヶ月として算定された、当ファンドの市場リスクは、以下のとおりです。

| | 2017年 | 2016年 |
|---------|----------------|----------------|
| VaR(%) | 8.121% | 9.281% |
| VaR(金額) | 1,774,348,554円 | 2,146,865,369円 |

デリバティブ金融商品は、当ファンドの為替エクスポージャーをヘッジする目的で適宜利用される場合があります。一方、クレジット・リンク債は、原資産に対するエクスポージャーを創出するために許容制限内で利用される場合があります。目論見書に規定されているとおり、運用会社はクレジット・リンク債に対して当ファンドの純資産額の20%を超える投資は行いません。

2017年5月31日および2016年5月31日現在、当ファンドが保有するクレジット・リンク債はありません。

当ファンドは原油ワラントまたは原油価格連動型債務支払証書(以下「OIP0s」といいます。)を保有しています。これらは、1990年代前半のブレイディ・ボンドによるソブリン債務再編の一環として発行されたものであり、当初は債券に付属していましたが、後に分離され別々に取引されるようになりました。これらのOIP0sは、いくつかの測定基準(当該期間の平均原油価格を含みます。)が満たされておりかつ生産レベルが規定された参照レートを上回る場合には、半年ごとに支払われる予定になっています。

OIP0sは、当初、取引日現在の公正価値で認識され、事後に、公正価値で再測定されます。

これらのOIP0sは相対的に流動性が低いため、有価証券の価格が毎日定期的に変動しないことから、リスクの見積りおよび感応度分析は困難になります。かかる統計情報の不足を考慮した場合、これらの資産に対する当ファンドのリスク・エクスポージャーの定量化に最適な方法は、当年度における月次総利回りの最大値、最小値および中央値に着目することです。

以下の表は、OIP0sから導出された当年度の月次総利回りの中央値、最小値および最大値による受益証券保有者に帰属する純資産の変動を説明したものです。

| | 受益証券保有者に帰属する純資産の変動 | | | |
|---------------------|--------------------|--------------|---------|---------------|
| | 2017年 | | 2016年 | |
| | (%) | (日本円) | (%) | (日本円) |
| <u>ナイジェリア原油ワラント</u> | | | | |
| 月次総利回り中央値 | - | - | (1.83) | (20,965,162) |
| 月次総利回り最小値 | (8.43) | (95,975,396) | (13.33) | (152,713,445) |
| 月次総利回り最大値 | 13.70 | 155,974,250 | 3.01 | 34,483,681 |
| <u>ベネズエラ原油ワラント</u> | | | | |
| 月次総利回り中央値 | - | - | (0.18) | (650,597) |
| 月次総利回り最小値 | (18.37) | (57,331,429) | (29.17) | (105,432,786) |
| 月次総利回り最大値 | 92.86 | 289,809,282 | 11.11 | 40,156,265 |

3.3 金利リスク

当ファンドは、その利付金融資産および負債によって、財政状態およびキャッシュ・フローに関する市場金利の実勢水準の変動の影響に関連するリスクにさらされています。金利リスクは、当ファンドに対するリスクの重要な構成要素を表しています。運用会社は、当ファンドと同様に、総体的に個々の保有有価証券の修正デュレーションを監視しています。運用会社は、当ファンドの平均修正デュレーションが、目論見書に規定されているとおり確実に8年未満になるようにしています。以下の表は、金利リスクに対する当ファンドのエクスポージャーを要約したものです。表には、当ファンドの資産およびトレーディング負債が公正価値で含まれており、契約上の価格改定日または満期日のいずれか早い方により分類されています。

| | 1ヶ月以上 1ヶ月未満 | 1年以上 1年未満 | 5年以上 5年未満 | 無利息 | 合計 |
|--|----------------|--------------|--------------|-------|-------|
| | (日本円) | (日本円) | (日本円) | (日本円) | (日本円) |

2017年5月31日

現在

| 資産 | | | | | | |
|----------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|---------------|----------------|
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | - | 1,606,509,849 | 5,766,128,295 | 10,551,090,713 | 1,450,590,874 | 19,374,319,731 |
| ブローカーに対する債権 | - | - | - | - | - | - |
| 発行に係る未収入金 | - | - | - | - | 136,471,941 | 136,471,941 |
| 現金および現金同等物 | 2,474,572,696 | - | - | - | - | 2,474,572,696 |
| その他の債権 | - | - | - | - | 5,478,574 | 5,478,574 |
| 資産合計 | 2,474,572,696 | 1,606,509,849 | 5,766,128,295 | 10,551,090,713 | 1,592,541,389 | 21,990,842,942 |
| 負債 | | | | | | |
| 償還に係る未払金 | - | - | - | - | 2,892,780 | 2,892,780 |
| ブローカーに対する債務 | - | - | - | - | - | - |
| 未払費用 | - | - | - | - | 25,447,393 | 25,447,393 |
| 負債合計 | - | - | - | - | 28,340,173 | 28,340,173 |
| 金利感応度ギャップ合計 | 2,474,572,696 | 1,606,509,849 | 5,766,128,295 | 10,551,090,713 | | |

| | 1ヶ月未満 (日本円) | 1ヶ月以上 1年未満 (日本円) | 1年以上 5年未満 (日本円) | 5年以上 (日本円) | 無利息 (日本円) | 合計 (日本円) |
|----------------------|----------------|------------------------|-----------------------|----------------|---------------|----------------|
| 2016年5月31日 | | | | | | |
| 現在 | | | | | | |
| 資産 | | | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 866,672,697 | 2,278,519,129 | 6,040,001,045 | 11,345,760,301 | 1,507,079,780 | 22,038,032,952 |
| ブローカーに対する債権 | - | - | - | - | 294,594,577 | 294,594,577 |
| 発行に係る未収入金 | - | - | - | - | 67,756,680 | 67,756,680 |
| 現金および現金同等物 | 1,122,999,402 | - | - | - | - | 1,122,999,402 |
| その他の債権 | - | - | - | - | 11,174,748 | 11,174,748 |
| 資産合計 | 1,989,672,099 | 2,278,519,129 | 6,040,001,045 | 11,345,760,301 | 1,880,605,785 | 23,534,558,359 |
| 負債 | | | | | | |
| 償還に係る未払金 | - | - | - | - | 356,648,726 | 356,648,726 |
| ブローカーに対する債務 | - | - | - | - | 6,118,096 | 6,118,096 |
| 未払費用 | - | - | - | - | 39,959,092 | 39,959,092 |
| 負債合計 | - | - | - | - | 402,725,914 | 402,725,914 |
| 金利感応度ギャップ合計 | 1,989,672,099 | 2,278,519,129 | 6,040,001,045 | 11,345,760,301 | | |

金利感応度分析

金利リスクに対する感応度分析は、VaRが使用されていることから、2017年5月31日および2016年5月31日現在において、個別に開示されていません。注記3.2 市場価格リスクをご参照ください。

3.4 為替リスク

当ファンドは、機能通貨である日本円以外の通貨建の資産を保有しています。当ファンドは、為替レートの変動によりその他の通貨建の有価証券の価値が変動するため、為替リスクにさらされています。当ファンドは適宜、一定量の為替リスクを削減するため、為替変動をヘッジする為替予約、オプションまたは先物を利用する場合があります。以下の表は、当ファンドの為替に対するエクスポージャーの要約です。

| | 2017年 (日本円) | 2016年 (日本円) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産 | | |
| アゼルバイジャン・マナト | 86,739,579 | - |
| コロンビア・ペソ | 625,024,364 | 543,428,803 |
| ドイツ・マルク | 747,901,086 | 866,672,697 |
| ユーロ | - | 594,073,074 |
| ガーナ・セディ | 898,297,307 | 995,952,792 |
| インド・ルピー | - | 653,135,089 |
| 日本円 | 828,383,632 | 78,931,428 |
| ケニア・シリング | 421,386,778 | 392,612,481 |
| メキシコ・ヌエボ・ペソ | 897,102,320 | 727,578,526 |
| 新トルコ・リラ | 796,033,386 | 866,130,292 |
| ペルー・ソル | 65,476,624 | - |
| ロシア・ルーブル | 472,615,238 | 566,462,251 |
| 南アフリカ・ランド | 1,205,663,120 | 899,087,377 |
| ウガンダ・シリング | 466,722,306 | 580,288,838 |
| ウルグアイ・ペソ | 924,840,605 | 665,713,880 |
| 米ドル | 13,554,656,597 | 14,992,947,154 |
| ザンビア・クワチャ | - | 111,543,677 |
| 資産合計 | 21,990,842,942 | 23,534,558,359 |
| 負債 | | |
| 日本円 | 16,986,720 | 380,765,247 |
| シンガポール・ドル | 5,241,655 | 5,292,297 |
| 米ドル | 6,111,798 | 10,550,274 |
| ザンビア・クワチャ | - | 6,118,096 |
| 負債合計 | 28,340,173 | 402,725,914 |

為替リスク感応度分析

為替リスクに対する感応度分析は、VaRが使用されていることから、2017年5月31日および2016年5月31日現在において、個別に開示されていません。注記3.2 市場価格リスクをご参照ください。

3.5 信用リスクおよび相手方リスク

当ファンドは、発行体または相手方が期日に全額を支払うことができなくなるリスクである信用リスクに対するエクスポージャーを引き受けています。当ファンドは、金融インフラが完全には整備されていない国々に投資する場合があります。その結果、当ファンドは、ブローカー、決済機関および取引所との取引に関するリスクを含む様々な信用リスクにさらされます。さらに、新興市場で発行された特定の有価証券の信用度は、評価が困難な場合があります。当ファンドはまた、相手方および保管機関に保有する資産が、これらの当事者が債務不履行となった場合には回収不能となるリスクにさらされています。

運用会社は、承認されたブローカーおよびその他の評価の高い金融機関と取引することで、当ファンドの信用リスクを最小限に抑えています。当ファンドの金融資産もまた、定評のある承認された相手方により保管されています。

運用会社は、各投資の信用格付を取引ベースで監視し、当ファンドが目論見書に規定されている投資方針を厳守することを確保しています。これには、当ファンドが、当ファンドの純資産の10%を超えて、無格付の発行体、またはムーディーズもしくはスタンダード・アンド・プアーズのソブリン債信用格付が、それぞれCaa1またはCCC+と同等かそれより低い発行体の有価証券には投資しないこと、および当ファンドの有価証券の平均信用格付けが、最低でも、ムーディーズによる評価ではB1またはスタンダード・アンド・プアーズによる評価ではB+であることの確保が含まれています。2017年5月31日現在、当ファンドの有価証券の平均信用格付けは、B+ (2016年5月31日: BB-) です。

| 格付 (ムーディーズ / スタンダード・アンド・プアーズ) | 2017年 純資産比率 (%) | 2016年 純資産比率 (%) |
|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| Aaa / AAA | 0.39 | 2.82 |
| A3 / A- | 4.37 | - |
| Baa1 / BBB+ | 0.21 | 3.76 |
| Baa2 / BBB | 6.93 | 9.24 |

| | | |
|----------------------|---------------|---------------|
| Baa3 / BBB- | 9.09 | 6.61 |
| Ba1 / BB+ | 7.81 | 5.80 |
| Ba2 / BB | 1.97 | 3.58 |
| Ba3 / BB- | 4.23 | 10.04 |
| B1 / B+ | 14.66 | 15.96 |
| B2 / B | 14.68 | 15.31 |
| B3 / B- | 15.20 | 13.51 |
| Caa2 / CCC | - | 1.39 |
| Caa3 / CCC- | 3.99 | 5.16 |
| Ca / CC | 1.42 | - |
| D（スタンダード・アンド・プアーズのみ） | 3.26 | 2.09 |
| その他の純資産* | 11.79 | 4.73 |
| | <u>100.00</u> | <u>100.00</u> |

*その他の純資産には、ブローカーに対する債権、発行に係る未収入金、現金および現金同等物、その他の債権、償還に係る未払金、ブローカーに対する債務ならびに未払費用の全額が含まれています。

報告年度末現在の信用補完考慮前の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、金融資産の帳簿価額であり、以下のとおりです。

| | 2017年 (日本円) | 2016年 (日本円) |
|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 債券 | 17,923,728,857 | 20,530,953,172 |
| デリバティブ資産 | 1,450,590,874 | 1,507,079,780 |
| ブローカーに対する債権 | - | 294,594,577 |
| 発行に係る未収入金 | 136,471,941 | 67,756,680 |
| 現金および現金同等物 | 2,474,572,696 | 1,122,999,402 |
| その他の債権 | 5,478,574 | 11,174,748 |
| 合計 | <u>21,990,842,942</u> | <u>23,534,558,359</u> |

以下に開示した利息および/または元本の支払が不履行となっている投資を除いて、これら資産には、減損しているものも、期日が経過しているが減損していないものもありません。

| | 2017年 (日本円) | 2016年 (日本円) |
|--|--------------------|--------------------|
| Astana Finance JSC ADR REGS* | - | - |
| Astana Finance JSC 0% due 22/12/2024 REGS* | 3,353,870 | 3,353,127 |
| Mozambique International Bond 10.50% due 18/01/2023 REGS | 313,154,834 | - |
| City of KYIV (CSFB) 8.00% due 06/11/2015 | 402,394,752 | 482,584,677 |
| | <u>718,903,456</u> | <u>485,937,804</u> |

*これらの有価証券は、Astana Finance 7.875% due 08/06/2010の再編を受け、2015年5月22日付のエクステンジオファーにより受領したものです。

2017年5月31日および2016年5月31日現在、Astana Finance JSC ADR REGSはゼロ評価されました。

上記の投資は、不履行となっている支払を2017年5月31日および2016年5月31日現在の公正価値の考慮に入れています。

以下の表は、2017年5月31日および2016年5月31日現在の主要な相手方に保有する金融資産の比率を要約したものです。

| | 純資産比率 (%) | ムーディーズの 信用格付 |
|-------------------|--------------|-----------------|
| 2017年5月31日現在 | | |
| 銀行 | | |
| バンク オブ ニューヨーク メロン | <u>11.27</u> | <u>A1</u> |
| 保管受託銀行 | | |
| バンク オブ ニューヨーク メロン | <u>88.21</u> | <u>A1</u> |
| | 純資産比率 (%) | ムーディーズの 信用格付 |

2016年5月31日現在

銀行

| | | |
|-------------------|------|----|
| バンク オブ ニューヨーク メロン | 4.85 | A1 |
|-------------------|------|----|

保管受託銀行

| | | |
|-------------------|-------|----|
| バンク オブ ニューヨーク メロン | 95.27 | A1 |
|-------------------|-------|----|

報告期間末現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、金融資産の帳簿価額です。

3.6 流動性リスク

当ファンドは日々、現金による受益証券の償還を行っています。そのため、当ファンドは、資産の大部分を容易に処分可能な投資対象に投資しています。当ファンドは、限られた割合の資産のみを活発に取引されていない投資対象に投資しています。

受託会社は、運用会社の助言による場合も含めて、当ファンドの利益のために合理的に決定する場合には、受益証券保有者の受益証券の償還請求の権利を一時停止すること、および/または償還金の支払を延期することが可能です。受益証券の償還を一時停止する場合、受益証券の償還は、一時停止終了後の最初の取引日に繰り延べられます。

また、受託会社は、取引日に償還される受益証券の合計口数を、取引日における発行済受益証券の10%以上に制限することが可能です。

当ファンドは適宜、店頭で取引されるデリバティブ商品(主にクレジット・リンク債)に投資する場合があります。かかる商品は組織化されている市場で取引されておらず流動性が低い場合があります。その結果、当ファンドは、流動性のニーズを満たすため、または、特定の発行体の信用度の低下のような特別な事象に対応するために、これらの商品に対する投資を速やかに公正価値に近似する金額で換金することができない場合があります。

当ファンドの方針に従い、運用会社は、日次ベースで当ファンドの流動性ポジションを監視しています。

当ファンドは、合理的な期間内に流動化できると予測される有価証券に主に投資することにより、流動性リスクを管理しています。以下の表は、当ファンドの金融資産および負債の流動性予測を示しています。

| 2017年5月31日現在 | 1ヶ月未満 (日本円) | 1ヶ月以上 12ヶ月未満 (日本円) | 合計 (日本円) |
|----------------------|----------------|--------------------------|----------------|
| 資産 | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | |
| 産 | 19,370,965,861 | 3,353,870 | 19,374,319,731 |
| ブローカーに対する債権 | - | - | - |
| 発行に係る未収入金 | 136,471,941 | - | 136,471,941 |
| 現金および現金同等物 | 2,474,572,696 | - | 2,474,572,696 |
| その他の債権 | - | 5,478,574 | 5,478,574 |
| 合計 | 21,982,010,498 | 8,832,444 | 21,990,842,942 |

負債

| | | | |
|-------------|-----------|------------|------------|
| 償還に係る未払金 | 2,892,780 | - | 2,892,780 |
| ブローカーに対する債務 | - | - | - |
| 未払費用 | - | 25,447,393 | 25,447,393 |
| 合計 | 2,892,780 | 25,447,393 | 28,340,173 |

| 2016年5月31日現在 | 1ヶ月未満 (日本円) | 1ヶ月以上 12ヶ月未満 (日本円) | 合計 (日本円) |
|----------------------|----------------|--------------------------|----------------|
| 資産 | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | |
| 産 | 22,038,032,952 | - | 22,038,032,952 |
| ブローカーに対する債権 | 294,594,577 | - | 294,594,577 |
| 発行に係る未収入金 | 67,756,680 | - | 67,756,680 |
| 現金および現金同等物 | 1,122,999,402 | - | 1,122,999,402 |
| その他の債権 | - | 11,174,748 | 11,174,748 |
| 合計 | 23,523,383,611 | 11,174,748 | 23,534,558,359 |

負債

| | | | |
|-------------|-------------|------------|-------------|
| 償還に係る未払金 | 356,648,726 | - | 356,648,726 |
| ブローカーに対する債務 | 6,118,096 | - | 6,118,096 |
| 未払費用 | - | 39,959,092 | 39,959,092 |

| | | | |
|----|-------------|------------|-------------|
| 合計 | 362,766,822 | 39,959,092 | 402,725,914 |
|----|-------------|------------|-------------|

3.7 自己資本リスク管理

当ファンドの自己資本は、当ファンドの受益証券保有者に帰属する純資産です。当ファンドの受益証券保有者に帰属する純資産の金額は、当ファンドが受益証券保有者の判断による追加申込および解約請求を日々受けるため、日次ベースで著しく変動する可能性があります。当ファンドの自己資本管理の目的は、受益証券保有者にリターンを、その他のステークホルダーに便益を提供するために、継続企業として存続する当ファンドの能力を保全すること、ならびに、当ファンドの投資活動の発展を支えるために、強固な自己資本基盤を維持することです。

自己資本構成を維持または調整するために、当ファンドは以下を実施する方針です。

- ・ 過剰取引に関して、日々の追加申込および解約請求の水準を監視します。
- ・ 当ファンドの定款に従って、受益証券を償還します。これには、受益証券の償還合計口数を、取引日における発行済受益証券の10%以上に制限する能力が含まれます。受益証券の償還がそのように制限された場合、受益証券は、受益証券保有者間で比例償還され、償還されなかった受益証券は、同様の制限を条件として、次の取引日に償還が繰り越されます。

当年度末現在、受益証券保有者は1名(2016年5月31日:1名)であり、当ファンドの90%(2016年5月31日:83%)の持分を保有していました。

3.8 公正価値の見積り

公正価値ヒエラルキーには、以下のレベルがあります。

- ・ 同一の資産または負債についての活発な市場における(未調整の)相場価格(レベル1)
- ・ 当該資産または負債について直接的に(すなわち価格として)または間接的に(すなわち価格から算出して)観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット(レベル2)
- ・ 当該資産または負債についての、観察可能な市場データに基づかないインプット(すなわち観察不能なインプット)(レベル3)

公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、その公正価値測定の全体にとって重要な最も低いレベルのインプットに基づいて決定されます。この目的上、インプットの重要性は、その公正価値測定の全体に対して評価されます。公正価値測定が、観察不能なインプットに基づく重要な調整を要する観察可能なインプットを使用している場合には、その測定はレベル3の測定です。公正価値測定の全体にとっての特定のインプットの重要性の評価は、当該資産または負債に固有の要素を考慮しながら、判断を必要とします。

何が「観察可能」であるかの決定は、当ファンドによる重要な判断が必要です。当ファンドは、容易に入手可能な、定期的に配信または更新される、信頼できかつ検証可能な、独占的でない市場データで、かつ、関連する市場に積極的に関わっている独立した情報源によって供給される市場データを、観察可能なデータとみなしています。

活発であるとみなされないが、観察可能なインプットによって裏付けられる市場相場価格、ディーラーの値付け、または代替的な価格決定の情報源に基づき評価される、市場で取引される金融商品は、レベル2に分類されます。

レベル2の投資は、活発な市場で取引されないポジションを含み、譲渡制限が課されることから、評価額は流動性および/または譲渡不能性を反映して調整される場合があります。当該調整は通常、入手可能な市場の情報に基づいています。

レベル3に分類されている投資は、取引が稀であるため、重要な観察不能のインプットを有しています。当ファンドは、公正価値を算定する際に、当初の取引価格、同一または類似の金融商品の最近の取引、ならびにその他の流動性リスク、信用リスクおよび市場リスクの要素を考慮しています。当ファンドは、必要な場合には当該モデルを修正します。

レベル3の金融商品は、JSC Astana Finance(以下「Astana」といいます。)の預託証券およびAstanaからのドル・リカバリー債により構成されています。いずれの有価証券も、Astanaの債務再編計画に基づき、不履行となっていた債券投資「Astana Finance 7.875% due 08/06/2010」と引き換えに、2015年5月22日に受領したものです。この預託証券は発行以来取引されておらず、当年度末時点における価値はゼロ(2016年:ゼロ)でした。ドル・リカバリー債が最後に取引されたのは2015年12月29日であり、価格は1.00米ドルでした。市場相場価格がないため、運用会社はドル・リカバリー債の評価額は最新の入手可能な取引価格であると評価しています。当該有価証券の価値がゼロまで切り下げられた場合、当ファンドの純資産額は3,353,870円(2016年:3,353,127円)減少します。

価格が入手不能であるソブリン短期証券の場合、日々増価する当初購入水準から額面への割引分を短期証券の最終満期日まで償却する実効金利による価格付けの手法を用いて評価され、それは公正価値に近似します。ソブリン短期証券は、当初の価格付けの条件からの重要な逸脱が生じた場合、もしくは新しい価格付けによって額面への割引分が適切に更新される場合、更新された条件が評価測定の算出に適用されます。当会計年度末現在、実効金利による価格付けの手法を用いて評価されたソブリン短期証券はありません。

以下の表は、当年度末現在、公正価値で測定した当ファンドの金融資産および負債を(種類別に)公正価値ヒエラルキーの範囲内で分析したものです。

| | レベル1 (日本円) | レベル2 (日本円) | レベル3 (日本円) | 合計 (日本円) |
|------------------------|---------------|----------------|---------------|----------------|
| 2017年5月31日現在 | | | | |
| 資産 | | | | |
| 当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定する | | | | |
| 金融資産 | | | | |
| - 債券 | - | 17,920,374,987 | 3,353,870 | 17,923,728,857 |
| - デリバティブ資産 | - | 1,450,590,874 | - | 1,450,590,874 |
| 資産合計 | - | 19,370,965,861 | 3,353,870 | 19,374,319,731 |
| 2016年5月31日現在 | | | | |
| 資産 | | | | |
| 当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定する | | | | |
| 金融資産 | | | | |
| - 債券 | - | 20,527,600,045 | 3,353,127 | 20,530,953,172 |
| - デリバティブ資産 | - | 1,507,079,780 | - | 1,507,079,780 |
| 資産合計 | - | 22,034,679,825 | 3,353,127 | 22,038,032,952 |

以下の表は、2017年5月31日および2016年5月31日に終了した年度に係るレベル3の金融商品の変動を示したものです。

| | 債券 2017年 (日本円) | 債券 2016年 (日本円) |
|---|----------------------|----------------------|
| 期首残高 | 3,353,127 | - |
| 包括利益計算書に認識された利益合計 | 743 | 3,353,127 |
| 期末残高 | 3,353,870 | 3,353,127 |
| 期末時点で保有している、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る公正価値のその他の純変動額に含まれるレベル3の金融商品の未実現利益または損失の変動額 | 743 | 3,353,127 |

2017年5月31日および2016年5月31日現在、レベル1に分類される現金および現金同等物を除き、当ファンドの公正価値で測定されない資産および負債はレベル2に分類されています。これらの資産および負債の帳簿価額は、報告日未現在の公正価値に近似しています。

4 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

(a) 投資ポートフォリオ - 内訳

| | 2017年 (日本円) | 2016年 (日本円) |
|----------------------|----------------|----------------|
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | |
| 債券 | 17,923,728,857 | 20,530,953,172 |
| 原油ワラント | 1,450,590,874 | 1,507,079,780 |
| 合計 | 19,374,319,731 | 22,038,032,952 |

(b) 投資ポートフォリオ - 当年度の損益

| | 2017年 (日本円) | 2016年 (日本円) |
|----------------------------------|----------------|-----------------|
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る公正価値の純変動額 | | |
| - 実現 | 5,313,721 | 3,380,144,601 |
| - 未実現の変動額 | 2,580,687,016 | (8,263,438,519) |
| 利益/(損失)合計 | 2,586,000,737 | (4,883,293,918) |

5 現金および現金同等物

キャッシュ・フロー計算書の目的上、現金および現金同等物は、当初満期が90日未満の以下の残高で構成されています。

| | 2017年 (日本円) | 2016年 (日本円) |
|------------|----------------|----------------|
| 現金および現金同等物 | 2,474,572,696 | 1,122,999,402 |

現金および現金同等物は、保管受託銀行に保管されている金銭です。

6 関連当事者との取引

当事者は、ある当事者が他方の当事者を支配する能力を有しているか、または他方の当事者の財務または営業の決定に重要な影響力を行使できる場合に、関連があるとみなされます。

本財務書類中に別途開示された以外に、当年度中に以下の関連当事者との取引が行われました。

(a) 運用報酬

運用会社は、当ファンドの純資産額の年率0.40%の運用報酬を受け取る権利を有しています。当該報酬は、各取引日の当ファンドの純資産額に基づき日々発生し、後払いされます。

(b) 受託会社報酬および管理事務代行会社報酬

受託会社報酬および管理事務代行会社報酬は、当ファンドの純資産額のうち、100百万米ドル以下に相当する日本円に対しては0.115%、100百万米ドル超300百万米ドル以下に相当する日本円に対しては0.095%、300百万米ドル超500百万米ドル以下に相当する日本円に対しては0.075%、500百万米ドル超に相当する日本円に対しては0.045%で課されます。

当該報酬の最低額は、年額48,000米ドルに相当する日本円とします。当該年間報酬は、日々発生し、後払いされます。

(c) 保管受託銀行報酬

当ファンドは、保管受託サービスを提供するザ バンク オブ ニューヨーク メロン(以下「保管受託銀行」といいます。)のサービスを契約しています。保管受託銀行報酬は、保護預け手数料、取引手数料、送金手数料およびその他の手数料で構成されています。保護預け手数料は、保管受託契約の条件に従って市場ごとのベース・ポイントに基づき課されます。送金手数料およびその他の手数料は、1取引当たり6.50米ドルから20米ドルの範囲で取引ごとに課されます。

(d) 費用の払戻し

当ファンドの営業費用を制限するため、受託会社報酬および管理事務代行会社報酬、保管受託銀行報酬、弁護士報酬および監査報酬の上限は、当ファンドの純資産額の0.15%と定められています。この金額は、運用会社から払い戻される予定です。

以下の表は、当年度における関連当事者との取引の詳細です。

| | 費用 | | 債務 | |
|-------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 2017年 (日本円) | 2016年 (日本円) | 2017年 (日本円) | 2016年 (日本円) |
| (a) 運用報酬 | 84,967,926 | 128,553,137 | 14,093,940 | 24,116,521 |
| (b) 受託会社報酬および管理事務代行会社報酬 | 22,350,350 | 32,787,667 | 3,719,695 | 6,285,771 |
| (c) 保管受託銀行報酬 | 8,670,996 | 19,993,933 | 1,650,050 | 3,544,760 |
| 合計 | 115,989,272 | 181,334,737 | 19,463,685 | 33,947,052 |
| (d) 費用の払戻し | 費用 | | 債権 | |
| | (5,478,574) | (11,174,748) | 5,478,574 | 11,174,748 |

7 未払費用

| | 2017年 (日本円) | 2016年 (日本円) |
|-----------------------|----------------|----------------|
| 未払運用報酬 | 14,093,940 | 24,116,521 |
| 未払受託会社報酬および管理事務代行会社報酬 | 3,719,695 | 6,285,771 |
| 未払保管受託銀行報酬 | 1,650,050 | 3,544,760 |
| 未払監査報酬 | 5,983,708 | 6,012,040 |
| | 25,447,393 | 39,959,092 |

未払費用の帳簿価額は、当年度末現在の公正価値に近似していました。

8 受益証券

すべての受益証券は、分配金を受け取る権利があり、償還日に当ファンドの受益証券1口当たり純資産額に基づき比例持分の支払を受ける権利があります。関連する変動は、受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書に示されています。注記1に概説された目的および注記3のリスク管理方針に従い、当ファンドは受け取った申込金額を適切な投資対象に投資するよう努める一方で、償還に見合う十分な流動性を維持します。このような流動性は、短期借入金または必要な場合には上場有価証券の処分によって高められます。

当ファンドは上場金融資産および金融負債の評価インプットとして仲値を使用しています。これは、受益証券1口当たりの取引価額の計算に関して当ファンドの募集文書に規定されているインプットと一致します。財政状態計算書日現在、当ファンドの純資産額は21,962,502,769円（2016年：23,131,832,445円）です。

9 分配金

受託会社は、当ファンドから受益証券保有者に対し、毎月分配を行う意向です。当該月次分配にかかわらず、運用会社の助言で受託会社が当ファンドからの分配を随時行う場合があります。受託会社は、当ファンドのインカム・ゲイン純額に、当ファンドの実現キャピタル・ゲイン純額のうち受託会社が決定した一定割合を加算した額を限度として、分配を行うことが可能です。受託会社が決定する適切な分配水準を維持するためにファンドの収入または実現・未実現キャピタル・ゲイン純額が不十分な場合には、受託会社は、分配金が受益証券保有者の利益のためにのみ充当されることを条件として、受託会社が決定したとおり当ファンドの純資産を使用することができます。受託会社は、毎月分配を行う意向ではあるが、分配を通例として行う、または毎月行う義務はありません。分配は、運用会社の同意を得て受託会社の裁量で行われています。

当年度に支払われた分配金は、以下で構成されています。

| | 権利付最終日 | 分配金額 (日本円) |
|-----------------|------------|---------------|
| 2017年5月31日 | | |
| 受益証券1口当たり分配金75円 | 2016年6月3日 | 363,360,150 |
| 受益証券1口当たり分配金75円 | 2016年7月5日 | 369,901,050 |
| 受益証券1口当たり分配金85円 | 2016年8月3日 | 418,994,835 |
| 受益証券1口当たり分配金85円 | 2016年9月6日 | 424,159,095 |
| 受益証券1口当たり分配金85円 | 2016年10月3日 | 426,756,780 |
| 受益証券1口当たり分配金85円 | 2016年11月4日 | 397,833,320 |
| 受益証券1口当たり分配金85円 | 2016年12月5日 | 396,131,280 |
| 受益証券1口当たり分配金85円 | 2017年1月4日 | 386,976,610 |
| 受益証券1口当たり分配金85円 | 2017年2月3日 | 391,705,585 |
| 受益証券1口当たり分配金85円 | 2017年3月3日 | 398,413,105 |
| 受益証券1口当たり分配金85円 | 2017年4月3日 | 406,504,425 |
| 受益証券1口当たり分配金85円 | 2017年5月8日 | 410,207,535 |
| | | 4,790,943,770 |
| 2016年5月31日 | | |
| 受益証券1口当たり分配金75円 | 2015年6月3日 | 494,067,750 |
| 受益証券1口当たり分配金75円 | 2015年7月7日 | 479,695,650 |
| 受益証券1口当たり分配金75円 | 2015年8月3日 | 493,667,175 |
| 受益証券1口当たり分配金75円 | 2015年9月3日 | 477,850,950 |
| 受益証券1口当たり分配金75円 | 2015年10月5日 | 464,040,825 |
| 受益証券1口当たり分配金75円 | 2015年11月4日 | 470,925,675 |
| 受益証券1口当たり分配金75円 | 2015年12月3日 | 461,216,625 |
| 受益証券1口当たり分配金75円 | 2016年1月4日 | 449,192,775 |
| 受益証券1口当たり分配金75円 | 2016年2月3日 | 382,565,175 |
| 受益証券1口当たり分配金75円 | 2016年3月3日 | 382,553,625 |
| 受益証券1口当たり分配金75円 | 2016年4月4日 | 379,353,675 |
| 受益証券1口当たり分配金75円 | 2016年5月6日 | 377,525,775 |
| | | 5,312,655,675 |

投資ポートフォリオ（無監査）

2017年5月31日終了会計年度

| | 公正価値 2017年 (日本円) | 公正価値 2016年 (日本円) |
|--|------------------------|------------------------|
| 債券 | | |
| アルバニア | | |
| Albania Government International Bond 5.75% due 12/11/2020 REGS | - | 121,219,966 |
| アルバニア合計 | - | 121,219,966 |
| アンゴラ | | |
| Angolan Government International Bond 9.50% due 12/11/2025 REGS | 640,103,230 | 342,699,452 |
| Republic of Angola (Northern Lights Iii Bv) 7.00% due 17/08/2019 REGS | 135,149,639 | 540,067,488 |
| アンゴラ合計 | 775,252,869 | 882,766,940 |
| アルゼンチン | | |
| Provincia De Neuquen Argentina 8.625% due 12/05/2028 REGS | - | 306,424,004 |
| Provincia De Tierra Del Fuego Argentina 8.95% due 17/04/2027 REGS | 107,736,737 | - |
| Provincia Del Chubut Argentina 7.75% due 26/07/2026 REGS | 434,794,545 | - |
| Republic of Argentina 7.50% due 22/04/2026 REGS | - | 105,648,599 |
| アルゼンチン合計 | 542,531,282 | 412,072,603 |
| アルメニア | | |
| Republic of Armenia 7.15% due 26/03/2025 REGS | 586,980,870 | 524,013,219 |
| アルメニア合計 | 586,980,870 | 524,013,219 |
| アゼルバイジャン | | |
| International Bank of Azerbaijan Ojsc 5.625% due 11/06/2019 REGS | 565,124,044 | - |
| Rubrika Finance Co Ltd (International Bank of AZ) 7.20% due 31/10/2016 REGS | - | 675,274,056 |
| アゼルバイジャン合計 | 565,124,044 | 675,274,056 |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | | |
| Bosnia and Herzegovina FRN due 11/12/2021 | 747,901,086 | 866,672,697 |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ合計 | 747,901,086 | 866,672,697 |
| ブラジル | | |
| Caixa Economica Federal 4.25% due 13/05/2019 REGS | 433,430,059 | 406,971,542 |
| ブラジル合計 | 433,430,059 | 406,971,542 |
| カメルーン | | |
| Republic of Cameroon International Bond 9.50% due 19/11/2025 REGS | 462,575,128 | 421,264,718 |
| カメルーン合計 | 462,575,128 | 421,264,718 |
| | 公正価値 2017年 (日本円) | 公正価値 2016年 (日本円) |
| 債券(続き) | | |
| コロンビア | | |

| | | |
|--|------------------------|------------------------|
| Bogota Distrito Capital 9.75% due 26/07/2028 REGS | 242,478,847 | 203,606,225 |
| Ecopetrol SA 4.125% due 16/01/2025 | 315,008,411 | 282,197,258 |
| Empresa De Telecomunicaciones De Bogota SA 7.00% due 17/01/2023 REGS | 382,545,517 | 339,822,578 |
| コロンビア合計 | 940,032,775 | 825,626,061 |
| ドミニカ共和国 | | |
| Mestenio Ltd 8.50% due 02/01/2020 REGS | 153,014,112 | 205,790,229 |
| ドミニカ共和国合計 | 153,014,112 | 205,790,229 |
| エジプト | | |
| Arab Republic Egypt 7.50% due 31/01/2027 REGS | 60,183,760 | - |
| エジプト合計 | 60,183,760 | - |
| エルサルバドル | | |
| Republic of El Salvador 7.65% due 15/06/2035 | 312,442,961 | 529,809,269 |
| エルサルバドル合計 | 312,442,961 | 529,809,269 |
| エチオピア | | |
| Federal Democratic Republic of Ethiopia 6.625% due 11/12/2024 REGS | 379,945,795 | 503,617,171 |
| エチオピア合計 | 379,945,795 | 503,617,171 |
| ガボン | | |
| Republic of Gabon 6.95% due 16/06/2025 REGS | 331,531,851 | 277,506,298 |
| ガボン合計 | 331,531,851 | 277,506,298 |
| ジョージア | | |
| Georgian Oil & Gas Corp 6.75% due 26/04/2021 REGS | 317,445,869 | 306,164,184 |
| Georgian Railway LLC 7.75% due 11/07/2022 | 151,133,799 | 150,500,130 |
| ジョージア合計 | 468,579,668 | 456,664,314 |
| ガーナ | | |
| Ghana Govt 23.00% due 21/08/2017 | 898,297,307 | 995,952,792 |
| ガーナ合計 | 898,297,307 | 995,952,792 |
| ホンジュラス | | |
| Honduras Government 7.50% due 15/03/2024 REGS | - | 231,074,447 |
| ホンジュラス合計 | - | 231,074,447 |
| イラク | | |
| Oilflow Spv 1 Dac (Krg) 12.00% due 13/01/2022 REGS | 82,793,793 | - |
| Republic of Iraq 5.80% due 15/01/2028 REGS | 799,335,707 | 846,482,701 |
| イラク合計 | 882,129,500 | 846,482,701 |
| | 公正価値 2017年 (日本円) | 公正価値 2016年 (日本円) |
| 債券(続き) | | |
| ジャマイカ | | |
| Government of Jamaica 7.875% due 28/07/2045 | 202,121,428 | - |
| ジャマイカ合計 | 202,121,428 | - |

ヨルダン

| | | |
|---|------------|---|
| Jordan Kingdom 6.125% due 29/01/2026 REGS | 93,428,459 | - |
| ヨルダン合計 | 93,428,459 | - |

カザフスタン

| | | |
|---|-------------|-------------|
| Astana Finance JSC ADR REGS# (注記 3.5) | - | - |
| Astana Finance JSC 0% due 22/12/2024 REGS (注記 3.5) | 3,353,870 | 3,353,127 |
| Kazakhstan Government International Bond 4.875% due 14/10/2044 REGS | 233,188,518 | 209,475,543 |
| Kazakhstan Temir Zholy Finance Bv 6.375% due 06/10/2020 REGS | 146,139,519 | 136,995,340 |
| Kazakhstan Temir Zholy Finance Bv 6.95% due 10/07/2042 REGS | 248,209,289 | 284,548,800 |
| カザフスタン合計 | 630,891,196 | 634,372,810 |

ケニア

| | | |
|--|-------------|-------------|
| Kenya Government International Bond 6.875% due 24/06/2024 REGS | 176,528,294 | 158,202,188 |
| Kenya Infrastructure Bond 11.00% due 15/09/2025 | 414,125,215 | 392,612,481 |
| ケニア合計 | 590,653,509 | 550,814,669 |

メキシコ

| | | |
|---|-------------|-------------|
| Mexican Fixed Rate Bonds 5.00% due 11/12/2019 | 590,635,795 | - |
| Mexican Udibonos 4.50% 04/12/2025 Index Linked To Mxudi | 96,457,707 | - |
| Mexican Udibonos 4.00% due 15/11/2040 Index Linked | 207,238,627 | 727,578,526 |
| Mexico City Airport Trust 4.25% due 31/10/2026 REGS | 45,737,500 | - |
| メキシコ合計 | 940,069,629 | 727,578,526 |

モンゴル

| | | |
|---|---|-------------|
| Mongolia Government International Bond 5.125% due 05/12/2022 REGS | - | 475,919,222 |
| モンゴル合計 | - | 475,919,222 |

モザンビーク

| | | |
|---|-------------|-------------|
| Mozambique International Bond 10.50% due 18/01/2023 REGS (注記 3.5) | 313,154,834 | 321,811,099 |
| モザンビーク合計 | 313,154,834 | 321,811,099 |

#2017年5月31日および2016年5月31日現在、当該証券はゼロ評価されました。

| | 公正価値 2017年 (日本円) | 公正価値 2016年 (日本円) |
|--|------------------------|------------------------|
| 債券(続き) | | |
| ペルー | | |
| Lima Metro Line 2 Finance Ltd 5.875% due 05/07/2034 REGS | 597,596,017 | 573,933,611 |
| Peruvian Government International Bond 6.35% due 12/08/2028 REGS | 65,476,624 | - |
| ペルー合計 | 663,072,641 | 573,933,611 |

ロシア

| | | |
|--|-------------|---------------|
| RSHB Capital (RUSS AGRIC BK) 6.00% due 03/06/2021 REGS | - | 576,739,339 |
| Russia Govt Bond - Ofz 7.50% due 15/03/2018 | 472,615,238 | 566,462,251 |
| RZD Capital Ltd 5.70% due 05/04/2022 REGS | 446,661,045 | 434,258,019 |
| ロシア合計 | 919,276,283 | 1,577,459,609 |

南アフリカ

| | | |
|---|---------------|-------------|
| South Africa Republic of 8.00% due 21/12/2018 | - | 899,087,377 |
| South Africa Republic of 7.00% due 28/02/2031 | 1,205,645,819 | - |
| 南アフリカ合計 | 1,205,645,819 | 899,087,377 |

スリランカ

| | | |
|--|-------------|-------------|
| National Savings Bank 8.875% due 18/09/2018 REGS | 204,379,676 | 357,683,488 |
| スリランカ合計 | 204,379,676 | 357,683,488 |

国際機関

| | | |
|---|------------|-------------|
| Banque Ouest Africaine De Developpement 5.50% due 06/05/2021 REGS | - | 142,601,795 |
| International Finance Corp 7.75% due 03/12/2016 | - | 653,135,089 |
| International Finance Corp 10.25% due 05/12/2018 | 86,739,579 | - |
| 国際機関合計 | 86,739,579 | 795,736,884 |

スリナム

| | | |
|---|-------------|---|
| Suriname, Republic of 9.25% due 26/10/2026 REGS | 114,795,997 | - |
| スリナム合計 | 114,795,997 | - |

トリニダード・トバゴ

| | | |
|--|-------------|-------------|
| Petro Co Trin/Tobago Ltd 9.75% due 14/08/2019 REGS | 829,555,691 | 817,324,585 |
| トリニダード・トバゴ合計 | 829,555,691 | 817,324,585 |

チュニジア

| | | |
|--|---|-------------|
| Banque Cent de Tunisie 4.50% due 22/06/2020 REGS | - | 472,853,108 |
| チュニジア合計 | - | 472,853,108 |

トルコ

| | | |
|---|-------------|-------------|
| Turkey Government Bond 8.20% due 16/11/2016 | - | 629,386,051 |
| Turkey Government Bond 8.70% due 11/07/2018 | 796,033,386 | - |
| Turkey Government Bond FRN due 04/01/2017 | - | 205,834,604 |
| トルコ合計 | 796,033,386 | 835,220,655 |

公正価値
2017年
(日本円)公正価値
2016年
(日本円)

債券(続き)

ウガンダ

| | | |
|--|-------------|-------------|
| Republic of Uganda Government Bonds 16.75% due 23/02/2017 | - | 114,889,329 |
| Republic of Uganda Government Bonds 10.75% due 22/02/2018 | 93,876,161 | 94,635,085 |
| Republic of Uganda Government Bonds 16.125% due 22/03/2018 | 141,721,143 | 112,955,021 |
| Republic of Uganda Government Bonds 14.625% due 01/11/2018 | 5,941,222 | 5,838,589 |

| | | |
|--|----------------|----------------|
| Republic Of Uganda Government Bonds 13.75% due 13/06/2019 | 225,183,780 | - |
| ウガンダ合計 | 466,722,306 | 328,318,024 |
| ウクライナ | | |
| City of KYIV (CSFB) 8.00% due 06/11/2015 (注記 3.5) | 402,394,752 | 482,584,677 |
| Ssb #1 Plc (Ojsc State Savings Bank of Ukraine) 9.625% due 20/03/2025 Step REGS | - | 701,371,049 |
| Ukraine Government 31/05/2040 Zero Cpn to 31/05/2021 then FRN REGS | - | 110,729,709 |
| ウクライナ合計 | 402,394,752 | 1,294,685,435 |
| ウルグアイ | | |
| Uruguay Republic of 3.70% due 26/06/2037 Index Linked | 924,840,605 | 665,713,880 |
| ウルグアイ合計 | 924,840,605 | 665,713,880 |
| ベネズエラ | | |
| Venezuela Republic of 8.25% due 13/10/2024 REGS | - | 19,661,167 |
| ベネズエラ合計 | - | 19,661,167 |
| 債券合計 | 17,923,728,857 | 20,530,953,172 |
| 原油ワラント | | |
| ナイジェリア | | |
| Nigeria Central Bank of Wrd Exp 15/11/2020 | 1,138,498,173 | 1,145,637,249 |
| ナイジェリア合計 | 1,138,498,173 | 1,145,637,249 |
| ベネズエラ | | |
| Venezuela Rep of Exp 15/04/2020 Par/Disc/Flirb Ser A&B Oil Index Wts | 312,092,701 | 361,442,531 |
| ベネズエラ合計 | 312,092,701 | 361,442,531 |
| 原油ワラント合計 | 1,450,590,874 | 1,507,079,780 |
| 投資ポートフォリオ | 19,374,319,731 | 22,038,032,952 |

(FRN)変動利付債です。

(Index Linked)インフレ連動債です。

(REGS)Regulation Sの略。米国外での証券の募集に関して1990年に米証券取引委員会より定められた規制です。米国企業が米国外で募集した証券については当局での登録義務が免除されており、米国証券を購入する海外投資家の負担を軽減しています。

はアセットマネジメントOneにて追記

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

| | 平成28年 9月15日現在 | 平成29年 9月15日現在 |
|---------|---------------|---------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 22,350,323 | 123,231,157 |

| | 平成28年 9月15日現在 | 平成29年 9月15日現在 |
|-------------|---------------|---------------|
| 地方債証券 | 100,232,675 | - |
| 未収利息 | 718,290 | - |
| 流動資産合計 | 123,301,288 | 123,231,157 |
| 資産合計 | 123,301,288 | 123,231,157 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払利息 | 48 | 272 |
| 流動負債合計 | 48 | 272 |
| 負債合計 | 48 | 272 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 120,915,179 | 120,915,179 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金() | 2,386,061 | 2,315,706 |
| 元本等合計 | 123,301,240 | 123,230,885 |
| 純資産合計 | 123,301,240 | 123,230,885 |
| 負債純資産合計 | 123,301,288 | 123,231,157 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区分 | 自 平成28年 9月16日 至 平成29年 9月15日 |
|-----------------|--|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 国債証券、地方債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配は使用いたしません。)、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)に基づいて評価しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 平成28年 9月15日現在 | | 平成29年 9月15日現在 | |
|------------------------|--------------|------------------------|--------------|
| 1. 計算日における受益権の総数 | 120,915,179口 | 1. 計算日における受益権の総数 | 120,915,179口 |
| 2. 計算日における1単位当たりの純資産の額 | | 2. 計算日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たり純資産額 | 1.0197円 | 1口当たり純資産額 | 1.0192円 |
| (1万口当たり純資産額) | (10,197円) | (1万口当たり純資産額) | (10,192円) |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 自 平成27年 9月16日 至 平成28年 9月15日 | 自 平成28年 9月16日 至 平成29年 9月15日 |
|----|--------------------------------|--------------------------------|
| | | |

| | | |
|---------------------------|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2.金融商品の内容及びリスク | 当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、国債証券、地方債証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 | 当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、地方債証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 |
| 3.金融商品に係るリスクの管理体制 | コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。 | 運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。 |
| 4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| 平成28年 9月15日現在 | 平成29年 9月15日現在 |
|---|--------------------------------------|
| 1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法 | 1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2.時価の算定方法 |

| | |
|---|--|
| 地方債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |
|---|--|

（関連当事者との取引に関する注記）

| | | |
|--|--------------------------------|--------------------------------|
| | 自 平成27年 9月16日 至 平成28年 9月15日 | 自 平成28年 9月16日 至 平成29年 9月15日 |
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

（その他の注記）

1 元本の移動

| 区分 | 平成28年 9月15日現在 | 平成29年 9月15日現在 |
|------------------------------------|---------------|---------------|
| 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 | 916,165,990円 | 120,915,179円 |
| 期中追加設定元本額 | - 円 | - 円 |
| 期中一部解約元本額 | 795,250,811円 | - 円 |
| 同期末における元本の内訳 | | |
| フロンティア・ワールド・インカム・ファンド | 98,705,927円 | 98,705,927円 |
| リアル・インド株式ファンド（3ヵ月決算型） | 21,669,390円 | 21,669,390円 |
| フロンティア・ワールド・インカム・ファンド（年1回決算型） | 490,794円 | 490,794円 |
| グローバル・フォーカス（毎月決算型） | 49,068円 | 49,068円 |
| 合計 | 120,915,179円 | 120,915,179円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 平成28年 9月15日現在 | 平成29年 9月15日現在 |
|-------|--------------------|--------------------|
| | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 地方債証券 | 847,525 | - |
| 合計 | 847,525 | - |

（注）「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間(平成29年9月16日から平成30年3月15日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【フロンティア・ワールド・インカム・ファンド(年1回決算型)】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

| | 第5期中間計算期間末 平成30年 3月15日現在 |
|-----------------|-----------------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 28,899,642 |
| 投資信託受益証券 | 965,304,000 |
| 親投資信託受益証券 | 500,070 |
| 流動資産合計 | 994,703,712 |
| 資産合計 | 994,703,712 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払受託者報酬 | 134,201 |
| 未払委託者報酬 | 4,562,889 |
| 未払利息 | 63 |
| その他未払費用 | 13,779 |
| 流動負債合計 | 4,710,932 |
| 負債合計 | 4,710,932 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 771,518,965 |
| 剰余金 | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 218,473,815 |
| (分配準備積立金) | 36,311,185 |
| 元本等合計 | 989,992,780 |
| 純資産合計 | 989,992,780 |
| 負債純資産合計 | 994,703,712 |

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第5期中間計算期間 自 平成29年 9月16日 至 平成30年 3月15日 |
|-------------------------|---|
| 営業収益 | |
| 受取配当金 | 104,133,500 |
| 有価証券売買等損益 | 114,884,847 |
| 営業収益合計 | 10,751,347 |
| 営業費用 | |
| 支払利息 | 13,665 |
| 受託者報酬 | 134,201 |
| 委託者報酬 | 4,562,889 |
| その他費用 | 13,779 |
| 営業費用合計 | 4,724,534 |
| 営業利益 | 15,475,881 |
| 経常利益 | 15,475,881 |
| 中間純利益 | 15,475,881 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額 | 1,283,240 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 96,166,032 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 166,552,330 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 166,552,330 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 27,485,426 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 27,485,426 |
| 分配金 | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 218,473,815 |

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区分 | 第5期中間計算期間 自 平成29年 9月16日 至 平成30年 3月15日 |
|--------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 |

(中間貸借対照表に関する注記)

| 第5期中間計算期間末 平成30年 3月15日現在 | |
|-----------------------------|--------------|
| 1. 中間計算期間末日における受益権の総数 | 771,518,965口 |
| 2. 中間計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たり純資産額 | 1.2832円 |
| (1万口当たり純資産額) | (12,832円) |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 第5期中間計算期間末 平成30年 3月15日現在 |
|---|
| 1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。 |
| 2. 時価の算定方法 |

投資信託受益証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

親投資信託受益証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。

（その他の注記）

1 元本の移動

| 区分 | 第5期中間計算期間末 平成30年 3月15日現在 |
|-----------|-----------------------------|
| 期首元本額 | 336,195,542円 |
| 期中追加設定元本額 | 526,642,859円 |
| 期中一部解約元本額 | 91,319,436円 |

2 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「フランクリン・templton・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド」及び「マネー・マーケット・マザーファンド」各受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて「フランクリン・templton・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド」の受益証券であり、「親投資信託受益証券」は、すべて「マネー・マーケット・マザーファンド」の受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

「フランクリン・templton・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド」の状況

「フランクリン・templton・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド」は、ケイマン諸島で設立された円建外国証券投資信託であります。同ファンドの平成29年5月31日現在の「財政状態計算書」は、国際財務報告基準に従い作成されており、独立監査人の監査を受けております。同ファンドの平成29年11月30日現在の「投資ポートフォリオ」は、国際財務報告基準に従い作成されておりますが、独立監査人の監査を受けておりません。

同ファンドの「財政状態計算書」及び「投資ポートフォリオ」は、同ファンドの副管理事務代行会社であるザバンクオブニューヨークメロンシンガポール支店から入手した財務書類の原文の一部を翻訳・抜粋したものであります。あくまで参考和訳であり、正確性を保証するものではありません。

財政状態計算書

2017年5月31日現在

| | 2017年 (日本円) | 2016年 (日本円) |
|----------------------|----------------|----------------|
| 資産 | | |
| 流動資産 | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 19,374,319,731 | 22,038,032,952 |
| ブローカーに対する債権 | - | 294,594,577 |
| 発行に係る未収入金 | 136,471,941 | 67,756,680 |
| 現金および現金同等物 | 2,474,572,696 | 1,122,999,402 |
| その他の債権 | 5,478,574 | 11,174,748 |
| 資産合計 | 21,990,842,942 | 23,534,558,359 |
| 負債 | | |
| 流動負債 | | |
| 償還に係る未払金 | 2,892,780 | 356,648,726 |
| ブローカーに対する債務 | - | 6,118,096 |
| 未払費用 | 25,447,393 | 39,959,092 |
| 負債合計 | 28,340,173 | 402,725,914 |
| 受益証券保有者に帰属する純資産 | 21,962,502,769 | 23,131,832,445 |

投資ポートフォリオ

2017年11月30日現在

(無監査)

| | 公正価値 2017年11月30日 現在 (日本円) | 公正価値 2017年5月31日 現在 (日本円) |
|--|------------------------------------|-----------------------------------|
| 債券 | | |
| アンゴラ | | |
| Angolan Government International Bond 9.50% due 12/11/2025 REGS | 977,106,419 | 640,103,230 |
| Republic of Angola (Northern Lights III BV) 7.00% due 17/08/2019 REGS | - | 135,149,639 |
| アンゴラ合計 | 977,106,419 | 775,252,869 |
| アルゼンチン | | |
| Provincia De Tierra Del Fuego Argentina 8.95% due 17/04/2027 REGS | 543,579,073 | 107,736,737 |
| Provincia Del Chubut Argentina 7.75% due 26/07/2026 REGS | 454,141,999 | 434,794,545 |
| アルゼンチン合計 | 997,721,072 | 542,531,282 |
| アルメニア | | |
| Republic of Armenia 7.15% due 26/03/2025 REGS | 729,399,036 | 586,980,870 |
| アルメニア合計 | 729,399,036 | 586,980,870 |
| アゼルバイジャン | | |
| International Bank of Azerbaijan Ojsc 5.625% due 11/06/2019 REGS | 557,020,367 | 565,124,044 |
| Southern Gas Corridor 6.875% due 24/03/2026 REGS | 322,164,156 | - |
| アゼルバイジャン合計 | 879,184,523 | 565,124,044 |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | | |
| Bosnia and Herzegovina FRN due 20/12/2021 | 747,407,289 | 747,901,086 |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ合計 | 747,407,289 | 747,901,086 |

ブラジル

| | | |
|---|-------------|-------------|
| Brazil Republic of 2.625% due 05/01/2023 | 470,859,354 | - |
| Caixa Economica Federal 4.25% due 13/05/2019 REGS | 441,262,968 | 433,430,059 |
| ブラジル合計 | 912,122,322 | 433,430,059 |

カメルーン

| | | |
|---|-------------|-------------|
| Republic of Cameroon International Bond 9.50% due 19/11/2025 REGS | 473,355,275 | 462,575,128 |
| カメルーン合計 | 473,355,275 | 462,575,128 |

| | |
|------------------------------------|-----------------------------------|
| 公正価値 2017年11月30日 現在 (日本円) | 公正価値 2017年5月31日 現在 (日本円) |
|------------------------------------|-----------------------------------|

債券(続き)

コロンビア

| | | |
|--|---------------|-------------|
| Bogota Distrito Capital 9.75% due 26/07/2028 REGS | 376,087,622 | 242,478,847 |
| Ecopetrol SA 4.125% due 16/01/2025 | 330,752,890 | 315,008,411 |
| Empresa De Telecomunicaciones De Bogota SA 7.00% due 17/01/2023 REGS | 407,564,942 | 382,545,517 |
| Republic of Colombia 4.375% due 12/07/2021 | 241,677,138 | - |
| コロンビア合計 | 1,356,082,592 | 940,032,775 |

ドミニカ共和国

| | | |
|--|-------------|-------------|
| Mestenio Ltd 8.50% due 02/01/2020 REGS | 123,997,600 | 153,014,112 |
| ドミニカ共和国合計 | 123,997,600 | 153,014,112 |

エジプト

| | | |
|---|-------------|------------|
| Arab Republic Egypt 7.50% due 31/01/2027 REGS | 63,867,917 | 60,183,760 |
| Egypt Government Bond 18.15% due 13/06/2020 | 189,349,154 | - |
| Egypt Government Bond 16.40% due 05/09/2020 | 59,699,307 | - |
| Egypt Treasury Bill due 27/02/2018 | 119,319,360 | - |
| エジプト合計 | 432,235,738 | 60,183,760 |

エルサルバドル

| | | |
|--|-------------|-------------|
| Republic of El Salvador 7.65% due 15/06/2035 | 355,777,822 | 312,442,961 |
| エルサルバドル合計 | 355,777,822 | 312,442,961 |

エチオピア

| | | |
|--|-------------|-------------|
| Federal Democratic Republic of Ethiopia 6.625% due 11/12/2024 REGS | 554,398,980 | 379,945,795 |
| エチオピア合計 | 554,398,980 | 379,945,795 |

ガボン

| | | |
|---|-------------|-------------|
| Republic of Gabon 6.95% due 16/06/2025 REGS | 515,193,387 | 331,531,851 |
| ガボン合計 | 515,193,387 | 331,531,851 |

ジョージア

| | | |
|---|-------------|-------------|
| Georgian Oil & Gas Corp 6.75% due 26/04/2021 REGS | 328,576,511 | 317,445,869 |
| Georgian Railway LLC 7.75% due 11/07/2022 | 155,306,883 | 151,133,799 |
| ジョージア合計 | 483,883,394 | 468,579,668 |

ガーナ

| | | |
|--|-------------|-------------|
| Ghana Govt 23.00% due 21/08/2017 | - | 898,297,307 |
| Ghana Govt 18.25% due 25/07/2022 | 697,482,258 | - |
| Saderea Dac 12.50% due 30/11/2026 REGS | 105,550,635 | - |
| ガーナ合計 | 803,032,893 | 898,297,307 |

| | |
|------------------------------------|-----------------------------------|
| 公正価値 2017年11月30日 現在 (日本円) | 公正価値 2017年5月31日 現在 (日本円) |
|------------------------------------|-----------------------------------|

債券(続き)

イラク

| | | |
|--|-------------|-------------|
| Oilflow SPV 1 DAC (Krg) 12.00% due 13/01/2022 REGS | 190,337,320 | 82,793,793 |
| Republic of Iraq 5.80% due 15/01/2028 REGS | 193,121,491 | 799,335,707 |
| イラク合計 | 383,458,811 | 882,129,500 |

ジャマイカ

| | | |
|---|-------------|-------------|
| Government of Jamaica 7.875% due 28/07/2045 | 353,580,019 | 202,121,428 |
| ジャマイカ合計 | 353,580,019 | 202,121,428 |

ヨルダン

| | | |
|---|-------------|------------|
| Jordan Kingdom 6.125% due 29/01/2026 REGS | 272,257,407 | 93,428,459 |
| ヨルダン合計 | 272,257,407 | 93,428,459 |

カザフスタン

| | | |
|--|-------------|-------------|
| Astana Finance JSC 0% due 22/12/2024 REGS | 3,407,459 | 3,353,870 |
| Kazakhstan Government International Bond 4.875% due 14/10/2044 REGS | 384,603,338 | 233,188,518 |
| Kazakhstan Temir Zholy Finance Bv 6.375% due 06/10/2020 REGS | - | 146,139,519 |
| Kazakhstan Temir Zholy Finance Bv 6.95% due 10/07/2042 REGS | 262,676,007 | 248,209,289 |
| Kazakhstan Temir Zholy National Co JSC 4.85% due 17/11/2027 REGS | 241,176,531 | - |
| カザフスタン合計 | 891,863,335 | 630,891,196 |

ケニア

| | | |
|---|-------------|-------------|
| Kenya Government International Bond 6.875% due 24/06/2024 REGS | 183,793,064 | 176,528,294 |
| Kenya Infrastructure Bond 11.00% due 15/09/2025 | 309,837,265 | 414,125,215 |
| Kenya Infrastructure Bond 12.50% due 05/12/2025 | 154,592,080 | - |
| ケニア合計 | 648,222,409 | 590,653,509 |

メキシコ

| | | |
|--|---------------|-------------|
| Mexican Fixed Rate Bonds 5.00% due 11/12/2019 | 953,560,978 | 590,635,795 |
| Mexican Udibonos 4.50% due 04/12/2025 Index Linked To Mxudi | 99,392,771 | 96,457,707 |
| Mexican Udibonos 4.00% due 15/11/2040 Index Linked | - | 207,238,627 |
| Mexico City Airport Trust 4.25% due 31/10/2026 REGS | 164,096,277 | 45,737,500 |
| Mexico City Airport Trust 5.50% due 31/07/2047 REGS | 131,645,978 | - |
| メキシコ合計 | 1,348,696,004 | 940,069,629 |

| | 公正価値 2017年11月30日 現在 (日本円) | 公正価値 2017年5月31日 現在 (日本円) |
|--|------------------------------------|-----------------------------------|
| 債券(続き) | | |
| モザンビーク | | |
| Mozambique International Bond 10.50% due 18/01/2023 REGS | 343,670,226 | 313,154,834 |
| モザンビーク合計 | 343,670,226 | 313,154,834 |
| ペルー | | |
| Lima Metro Line 2 Finance Ltd 5.875% due 05/07/2034 REGS | 626,133,053 | 597,596,017 |
| Peruvian Government International Bond 6.35% due 12/08/2028 REGS | 448,890,631 | 65,476,624 |
| ペルー合計 | 1,075,023,684 | 663,072,641 |
| ロシア | | |
| Russia Govt Bond - Ofz 7.50% due 15/03/2018 | 751,493,495 | 472,615,238 |
| RZD Capital Ltd 5.70% due 05/04/2022 REGS | 456,803,102 | 446,661,045 |
| ロシア合計 | 1,208,296,597 | 919,276,283 |
| 南アフリカ | | |
| South Africa Republic of 4.30% due 12/10/2028 | 522,573,547 | - |
| South Africa Republic of 7.00% due 28/02/2031 | 1,154,884,930 | 1,205,645,819 |
| 南アフリカ合計 | 1,677,458,477 | 1,205,645,819 |
| スリランカ | | |
| National Savings Bank 8.875% due 18/09/2018 REGS | 262,231,615 | 204,379,676 |
| スリランカ合計 | 262,231,615 | 204,379,676 |
| 国際機関 | | |
| Banque Ouest Africaine De Developpement 5.00% due 27/07/2027 REGS | 262,336,997 | - |
| International Finance Corp 10.25% due 05/12/2018 | 89,868,515 | 86,739,579 |
| 国際機関合計 | 352,205,512 | 86,739,579 |
| スリナム | | |
| Suriname, Republic of 9.25% due 26/10/2026 REGS | 123,100,378 | 114,795,997 |
| スリナム合計 | 123,100,378 | 114,795,997 |
| トリニダード・トバゴ | | |
| Petro Co Trin/Tobago Ltd 9.75% due 14/08/2019 REGS | 841,089,043 | 829,555,691 |
| トリニダード・トバゴ合計 | 841,089,043 | 829,555,691 |
| チュニジア | | |
| Banque Centrale De Tunisie International Bond 5.75% due 30/01/2025 REGS | 741,534,942 | - |
| チュニジア合計 | 741,534,942 | - |

| 公正価値 2017年11月30日 現在 (日本円) | 公正価値 2017年5月31日 現在 (日本円) |
|------------------------------------|-----------------------------------|
|------------------------------------|-----------------------------------|

債券(続き)

トルコ

| | | |
|---|---------------|-------------|
| Turkey Government Bond 8.70% due 11/07/2018 | 765,147,861 | 796,033,386 |
| Turkey Republic of 4.875% due 16/04/2043 | 457,247,410 | - |
| トルコ合計 | 1,222,395,271 | 796,033,386 |

ウガンダ

| | | |
|--|-------------|-------------|
| Republic of Uganda Government Bonds 10.75% due 22/02/2018 | 96,161,659 | 93,876,161 |
| Republic of Uganda Government Bonds 16.125% due 22/03/2018 | 142,600,799 | 141,721,143 |
| Republic of Uganda Government Bonds 14.625% due 01/11/2018 | 6,240,606 | 5,941,222 |
| Republic of Uganda Government Bonds 13.75% due 13/06/2019 | 240,071,715 | 225,183,780 |
| ウガンダ合計 | 485,074,779 | 466,722,306 |

ウクライナ

| | | |
|---|-------------|-------------|
| City of Kyiv (CSFB) 8.00% due 06/11/2015 | 465,086,331 | 402,394,752 |
| Ukraine Government 7.375% due 25/09/2032 REGS | 315,356,445 | - |
| ウクライナ合計 | 780,442,776 | 402,394,752 |

ウルグアイ

| | | |
|---|---------------|-------------|
| Uruguay Republic of 3.70% due 26/06/2037 Index Linked | 1,101,460,152 | 924,840,605 |
| ウルグアイ合計 | 1,101,460,152 | 924,840,605 |

債券合計

| | |
|----------------|----------------|
| 24,452,959,779 | 17,923,728,857 |
|----------------|----------------|

原油ワラント

ナイジェリア

| | | |
|--|---------------|---------------|
| Nigeria Central Bank of WRD Exp 15/11/2020 | 1,126,645,662 | 1,138,498,173 |
| ナイジェリア合計 | 1,126,645,662 | 1,138,498,173 |

ベネズエラ

| | | |
|--|-------------|-------------|
| Venezuela Republic of WRD Exp 15/04/2020 | 120,792,168 | 312,092,701 |
| ベネズエラ合計 | 120,792,168 | 312,092,701 |

原油ワラント合計

| | |
|---------------|---------------|
| 1,247,437,830 | 1,450,590,874 |
|---------------|---------------|

投資ポートフォリオ

| | |
|----------------|----------------|
| 25,700,397,609 | 19,374,319,731 |
|----------------|----------------|

(FRN)変動利付債です。

(Index Linked)インフレ連動債です。

(REGS)Regulation Sの略。米国外での証券の募集に関して1990年に米証券取引委員会より定められた規制です。米国企業が米国外で募集した証券については当局での登録義務が免除されており、米国証券を購入する海外投資家の負担を軽減しています。

はアセットマネジメントOneにて追記

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

平成30年 3月15日現在

| | |
|-------------|-------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 123,194,732 |
| 流動資産合計 | 123,194,732 |
| 資産合計 | 123,194,732 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払利息 | 270 |
| 流動負債合計 | 270 |
| 負債合計 | 270 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 120,915,179 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金() | 2,279,283 |
| 元本等合計 | 123,194,462 |
| 純資産合計 | 123,194,462 |
| 負債純資産合計 | 123,194,732 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区分 | 自 平成29年 9月16日 至 平成30年 3月15日 |
|-----------------|---|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 地方債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 平成30年 3月15日現在 | |
|------------------------|--------------|
| 1. 計算日における受益権の総数 | 120,915,179口 |
| 2. 計算日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たり純資産額 | 1.0189円 |
| (1万口当たり純資産額) | (10,189円) |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 平成30年 3月15日現在 | |
|--------------------|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | |

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ

2.時価の算定方法

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。

(その他の注記)

1 元本の移動

| 区分 | 平成30年 3月15日現在 |
|------------------------------------|---------------|
| 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 | 120,915,179円 |
| 期中追加設定元本額 | - 円 |
| 期中一部解約元本額 | - 円 |
| 同期末における元本の内訳 | |
| フロンティア・ワールド・インカム・ファンド | 98,705,927円 |
| リアル・インド株式ファンド(3ヵ月決算型) | 21,669,390円 |
| フロンティア・ワールド・インカム・ファンド(年1回決算型) | 490,794円 |
| グローバル・フォーカス(毎月決算型) | 49,068円 |
| 合計 | 120,915,179円 |

2 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

フロンティア・ワールド・インカム・ファンド（年1回決算型）

（平成30年 3月30日現在）

| | |
|----------------|----------------|
| 資産総額 | 1,022,844,974円 |
| 負債総額 | 927,715円 |
| 純資産総額（ - ） | 1,021,917,259円 |
| 発行済口数 | 793,222,161口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.2883円 |
| （1万口当たり純資産額） | （12,883円） |

（参考）マネー・マーケット・マザーファンド

（平成30年 3月30日現在）

| | |
|----------------|--------------|
| 資産総額 | 123,190,968円 |
| 負債総額 | 286円 |
| 純資産総額（ - ） | 123,190,682円 |
| 発行済口数 | 120,915,179口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.0188円 |
| （1万口当たり純資産額） | （10,188円） |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとし、

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a．資本金の額（平成30年 3月30日現在）

| | | |
|-------------|----------|------------------------------------|
| 資本金の額 | 20億円 | |
| 会社が発行する株式総数 | 100,000株 | （普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株） |
| 発行済株式総数 | 40,000株 | （普通株式24,490株、A種種類株式 15,510株） |

種類株式の発行が可能

直近5カ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

b．会社の機構（平成30年 3月30日現在）

（イ）会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。

取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

（ロ）投資運用の意思決定機構

1.投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基

づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

平成30年3月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

| 基本的性格 | 本数 | 純資産総額（単位：円） |
|------------|-------|--------------------|
| 追加型公社債投資信託 | 38 | 1,230,142,509,896 |
| 追加型株式投資信託 | 847 | 12,550,211,204,482 |
| 単位型公社債投資信託 | 53 | 210,710,249,239 |
| 単位型株式投資信託 | 140 | 887,668,441,717 |
| 合計 | 1,078 | 14,878,732,405,334 |

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3．委託会社は、第32期事業年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受け、第33期中間会計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

| | 第31期 （平成28年3月31日現在） | 第32期 （平成29年3月31日現在） |
|--------|------------------------|------------------------|
| （資産の部） | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 12,951,736 | 27,972,477 |
| 金銭の信託 | 13,094,914 | 12,366,219 |

| | | | | |
|-------------|-------|------------|---|------------|
| 有価証券 | | - | | 297,560 |
| 未収委託者報酬 | | 4,460,404 | | 10,164,041 |
| 未収運用受託報酬 | | 1,859,778 | | 7,250,239 |
| 未収投資助言報酬 | | 277,603 | | 316,414 |
| 未収収益 | | 205,097 | | 52,278 |
| 前払費用 | | 44,951 | | 533,411 |
| 繰延税金資産 | | 341,078 | | 678,104 |
| その他 | | 40,689 | | 445,717 |
| | 流動資産計 | 33,276,255 | | 60,076,462 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | 658,607 | | 1,900,343 |
| 建物 | 1 | 29,219 | 1 | 1,243,812 |
| 車両運搬具 | 1 | 549 | 1 | - |
| 器具備品 | 1 | 184,683 | 1 | 656,235 |
| 建設仮勘定 | | 444,155 | | 295 |
| 無形固定資産 | | 1,706,201 | | 1,614,084 |
| 商標権 | | 7 | | 5 |
| ソフトウェア | | 1,645,861 | | 1,511,558 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 53,036 | | 98,483 |
| 電話加入権 | | 7,148 | | 3,934 |
| 電信電話専用施設利用権 | | 146 | | 103 |
| 投資その他の資産 | | 6,497,772 | | 10,055,336 |
| 投資有価証券 | | 458,701 | | 3,265,786 |
| 関係会社株式 | | 3,229,196 | | 3,306,296 |
| 長期差入保証金 | | 2,040,945 | | 1,800,827 |
| 前払年金費用 | | - | | 686,322 |
| 繰延税金資産 | | 679,092 | | 893,887 |
| その他 | | 89,835 | | 102,215 |
| | 固定資産計 | 8,862,580 | | 13,569,764 |
| | 資産合計 | 42,138,836 | | 73,646,227 |

(単位：千円)

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | 第32期 (平成29年3月31日現在) |
|---------|------------------------|------------------------|
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 966,681 | 1,169,128 |
| 未払金 | 2,055,332 | 4,745,195 |
| 未払収益分配金 | - | 1,027 |
| 未払償還金 | 49,873 | 57,332 |
| 未払手数料 | 1,744,274 | 4,062,695 |

| | | |
|--------------|------------|------------|
| その他未払金 | 261,185 | 624,140 |
| 未払費用 | 3,076,566 | 7,030,589 |
| 未払法人税等 | 1,223,957 | 1,915,556 |
| 未払消費税等 | 352,820 | 891,476 |
| 賞与引当金 | 728,769 | 1,432,264 |
| 役員賞与引当金 | - | 27,495 |
| 流動負債計 | 8,404,128 | 17,211,706 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 997,396 | 1,305,273 |
| 役員退職慰労引当金 | 154,535 | - |
| 時効後支払損引当金 | - | 216,466 |
| 本社移転費用引当金 | - | 942,315 |
| 固定負債計 | 1,151,932 | 2,464,055 |
| 負債合計 | 9,556,060 | 19,675,761 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | 2,428,478 | 19,552,957 |
| 資本準備金 | 2,428,478 | 2,428,478 |
| その他資本剰余金 | - | 17,124,479 |
| 利益剰余金 | 28,000,340 | 31,899,643 |
| 利益準備金 | 123,293 | 123,293 |
| その他利益剰余金 | 27,877,047 | 31,776,350 |
| 別途積立金 | 22,030,000 | 24,580,000 |
| 研究開発積立金 | 300,000 | 300,000 |
| 運用責任準備積立金 | 200,000 | 200,000 |
| 繰越利益剰余金 | 5,347,047 | 6,696,350 |
| 株主資本計 | 32,428,818 | 53,452,601 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 153,956 | 517,864 |
| 評価・換算差額等計 | 153,956 | 517,864 |
| 純資産合計 | 32,582,775 | 53,970,465 |
| 負債・純資産合計 | 42,138,836 | 73,646,227 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益 | | |

| | | | | |
|--------------|------------|------------|------------|------------|
| 委託者報酬 | 30,188,445 | | 56,355,754 | |
| 運用受託報酬 | 7,595,678 | | 12,834,241 | |
| 投資助言報酬 | 993,027 | | 1,002,482 | |
| その他営業収益 | 724,211 | | 378,715 | |
| 営業収益計 | | 39,501,363 | | 70,571,194 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | 12,946,176 | | 24,957,038 | |
| 広告宣伝費 | 468,931 | | 838,356 | |
| 公告費 | 258 | | 991 | |
| 調査費 | 7,616,390 | | 15,105,578 | |
| 調査費 | 4,969,812 | | 7,780,474 | |
| 委託調査費 | 2,646,578 | | 7,325,104 | |
| 委託計算費 | 412,257 | | 891,379 | |
| 営業雑経費 | 548,183 | | 1,102,921 | |
| 通信費 | 34,855 | | 51,523 | |
| 印刷費 | 436,756 | | 926,453 | |
| 協会費 | 23,698 | | 37,471 | |
| 諸会費 | 40 | | 74 | |
| 支払販売手数料 | 52,833 | | 87,399 | |
| 営業費用計 | | 21,992,198 | | 42,896,265 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | 5,382,757 | | 8,517,089 | |
| 役員報酬 | 242,446 | | 220,145 | |
| 給料・手当 | 4,431,015 | | 7,485,027 | |
| 賞与 | 709,295 | | 811,916 | |
| 交際費 | 43,975 | | 66,813 | |
| 寄付金 | 2,628 | | 13,467 | |
| 旅費交通費 | 254,276 | | 297,237 | |
| 租税公課 | 180,892 | | 430,779 | |
| 不動産賃借料 | 1,128,367 | | 1,961,686 | |
| 退職給付費用 | 226,460 | | 358,960 | |
| 固定資産減価償却費 | 902,248 | | 825,593 | |
| 福利厚生費 | 36,173 | | 39,792 | |
| 修繕費 | 31,617 | | 27,435 | |
| 賞与引当金繰入額 | 728,769 | | 1,432,264 | |
| 役員賞与引当金繰入額 | - | | 27,495 | |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 49,320 | | - | |
| 役員退職慰労金 | 5,250 | | 63,072 | |
| 機器リース料 | 140 | | 210 | |
| 事務委託費 | 251,913 | | 1,530,113 | |
| 事務用消耗品費 | 70,839 | | 127,265 | |
| 器具備品費 | 14,182 | | 271,658 | |
| 諸経費 | 214,532 | | 129,981 | |
| 一般管理費計 | | 9,524,346 | | 16,120,918 |
| 営業利益 | | 7,984,819 | | 11,554,010 |

(単位：千円)

| | 第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | | 第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | |
|-------------|---------------------------------------|--------|---------------------------------------|--------|
| | 営業外収益 | | | |
| 受取利息 | | 2,079 | | 537 |
| 受取配当金 | | 25,274 | | 51,036 |
| 時効成立分配金・償還金 | | - | | 103 |
| 為替差益 | | 3,996 | | 7,025 |
| 投資信託解約益 | | - | | 2 |
| 雑収入 | 1 | 6,693 | 1 | 18,213 |
| 営業外収益計 | | 38,044 | | 76,918 |

| | | | | | |
|----------------|---|---------|-----------|-----------|------------|
| 営業外費用 | | | | | |
| 投資信託解約損 | | - | | 31,945 | |
| 投資信託償還損 | | - | | 47,201 | |
| 金銭の信託運用損 | | 305,368 | | 552,635 | |
| 時効成立後支払分配金・償還金 | | - | | 39 | |
| 時効後支払損引当金繰入額 | | - | | 209,210 | |
| 営業外費用計 | | | 305,368 | | 841,031 |
| 経常利益 | | | 7,717,494 | | 10,789,897 |
| 特別利益 | | | | | |
| 固定資産売却益 | 2 | - | | 2,348 | |
| 投資有価証券売却益 | | 3,377 | | - | |
| 貸倒引当金戻入益 | | - | | 8,883 | |
| 訴訟損失引当金戻入益 | | - | | 21,677 | |
| その他特別利益 | | - | | 746 | |
| 特別利益計 | | | 3,377 | | 33,655 |
| 特別損失 | | | | | |
| 固定資産除却損 | 3 | 624 | | 23,600 | |
| 固定資産売却損 | 4 | 2,653 | | 10,323 | |
| 投資有価証券評価損 | | - | | 12,085 | |
| ゴルフ会員権評価損 | | 6,307 | | 4,832 | |
| 訴訟和解金 | | - | | 30,000 | |
| 本社移転費用 | 5 | - | | 1,511,622 | |
| 特別損失計 | | | 9,584 | | 1,592,463 |
| 税引前当期純利益 | | | 7,711,286 | | 9,231,089 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 2,557,305 | | 2,965,061 |
| 法人税等調整額 | | | 27,424 | | 177,275 |
| 法人税等合計 | | | 2,584,730 | | 2,787,786 |
| 当期純利益 | | | 5,126,556 | | 6,443,302 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|--------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------|------------|-------------|-------------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益剰余金 | | | |
| | | | | | | 別途 積立金 | 研究開発 積立金 | 運用責 任準備 積立金 | 繰越利益 剰余金 |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 2,428,478 | - | 2,428,478 | 123,293 | 19,480,000 | 300,000 | 200,000 | 5,314,491 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | 2,544,000 |
| 別途積立金の 積立 | | | | | | 2,550,000 | | | 2,550,000 |

| | | | | | | | | | |
|-----------------------------|-----------|-----------|---|-----------|---------|------------|---------|---------|-----------|
| 当期純利益 | | | | | | | | | 5,126,556 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 2,550,000 | - | - | 32,556 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 2,428,478 | - | 2,428,478 | 123,293 | 22,030,000 | 300,000 | 200,000 | 5,347,047 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 |
|-----------------------------|-------------|------------|----------------------|----------------|------------|
| | 利益剰余金 | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 当期首残高 | 25,417,784 | 29,846,262 | 252,905 | 252,905 | 30,099,168 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | 2,544,000 | 2,544,000 | | | 2,544,000 |
| 別途積立金の 積立 | - | - | | | - |
| 当期純利益 | 5,126,556 | 5,126,556 | | | 5,126,556 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | | | 98,949 | 98,949 | 98,949 |
| 当期変動額合計 | 2,582,556 | 2,582,556 | 98,949 | 98,949 | 2,483,607 |
| 当期末残高 | 28,000,340 | 32,428,818 | 153,956 | 153,956 | 32,582,775 |

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|-----------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------|------------|-------------|-------------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益剰余金 | | | |
| | | | | | | 別途 積立金 | 研究開発 積立金 | 運用責 任準備 積立金 | 繰越利益 剰余金 |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 2,428,478 | - | 2,428,478 | 123,293 | 22,030,000 | 300,000 | 200,000 | 5,347,047 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | 2,544,000 |
| 別途積立金の 積立 | | | | | | 2,550,000 | | | 2,550,000 |
| 当期純利益 | | | | | | | | | 6,443,302 |
| 合併による 増加 | | | 17,124,479 | 17,124,479 | | | | | |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | 17,124,479 | 17,124,479 | - | 2,550,000 | - | - | 1,349,302 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 2,428,478 | 17,124,479 | 19,552,957 | 123,293 | 24,580,000 | 300,000 | 200,000 | 6,696,350 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 |
|-----------------------------|-------------|------------|----------------------|----------------|------------|
| | 利益剰余金 | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 当期首残高 | 28,000,340 | 32,428,818 | 153,956 | 153,956 | 32,582,775 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | 2,544,000 | 2,544,000 | | | 2,544,000 |
| 別途積立金の 積立 | - | - | | | - |
| 当期純利益 | 6,443,302 | 6,443,302 | | | 6,443,302 |
| 合併による 増加 | | 17,124,479 | | | 17,124,479 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | | - | 363,907 | 363,907 | 363,907 |
| 当期変動額合計 | 3,899,302 | 21,023,782 | 363,907 | 363,907 | 21,387,689 |
| 当期末残高 | 31,899,643 | 53,452,601 | 517,864 | 517,864 | 53,970,465 |

重要な会計方針

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法 |
| 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 3. 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |

| | |
|--------------|--|
| 5. 引当金の計上基準 | <p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度及び確定給付型企業年金制度（キャッシュバランスタイプ）について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>なお、一部の確定給付企業年金制度については、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(6) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。</p> <p>なお、本社移転費用引当金繰入額は、本社移転費用に含めて表示しております。</p> |
| 6. 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。 |

会計方針の変更

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ42,532千円増加しております。

追加情報

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1. 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

2. 当社は、平成28年9月7日開催の臨時株主総会において、退任となる取締役及び監査役に対して、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で役員退職慰労金を支給することを決議しました。

これに伴い、当事業年度末日までに217,608千円を支給し、役員退職慰労引当金全額を取り崩しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1.有形固定資産の減価償却累計額

(千円)

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | 第32期 (平成29年3月31日現在) |
|-------|------------------------|------------------------|
| 建物 | 767,802 | 53,098 |
| 車両運搬具 | 4,374 | - |
| 器具備品 | 562,853 | 734,064 |

(損益計算書関係)

1. 関係会社項目

各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(千円)

| | 第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | 第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|-----|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 雑収入 | 4,715 | 8,183 |

2. 固定資産売却益の内訳

(千円)

| | 第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | 第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|-------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 建物 | - | 546 |
| 車両運搬具 | - | 696 |
| 器具備品 | - | 1,104 |

3. 固定資産除却損の内訳

(千円)

| | 第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | 第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|--------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 器具備品 | 182 | 4,727 |
| ソフトウェア | 442 | 2,821 |
| 電話加入権 | - | 16,052 |

4. 固定資産売却損の内訳

(千円)

| | 第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | 第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 建物 | - | 543 |
| 器具備品 | 2,653 | 9,779 |

5. 本社移転費用の内訳

(千円)

| | 第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | 第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 本社移転費用引当金繰入額 | - | 942,315 |
| 旧本社不動産賃借料 | - | 418,583 |
| 賃貸借契約解約損 | - | 150,723 |

(株主資本等変動計算書関係)

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当事業年度期首 株式数（株） | 当事業年度 増加株式数（株） | 当事業年度 減少株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 24,000 | - | - | 24,000 |
| 合計 | 24,000 | - | - | 24,000 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の総額 （千円） | 1株当たり配当 額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成27年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,544,000 | 106,000 | 平成27年3月31日 | 平成27年6月30日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年6月29日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

| 決議 | 株式の 種類 | 配当の 原資 | 配当金の総額 （千円） | 1株当たり配 当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|-----------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成28年6月29日 定時株主総会 | 普通 株式 | 利益剰 余金 | 2,544,000 | 106,000 | 平成28年3月31日 | 平成28年6月30日 |

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当事業年度期首 株式数（株） | 当事業年度 増加株式数（株） | 当事業年度 減少株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 24,000 | 490 | - | 24,490 |
| A種種類株式 | - | 15,510 | - | 15,510 |
| 合計 | 24,000 | 16,000 | - | 40,000 |

(注) 普通株式及びA種種類株式の発行済株式総数の増加は、当社統合に伴う新株の発行による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の総額 （千円） | 1株当たり配当 額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成28年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,544,000 | 106,000 | 平成28年3月31日 | 平成28年6月30日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年6月21日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

| 決議 | 株式の 種類 | 配当の 原資 | 配当金の総額 （千円） | 1株当たり配 当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----|-----------|-----------|----------------|-----------------|-----|-------|
|----|-----------|-----------|----------------|-----------------|-----|-------|

| | | | | | | |
|----------------------|------------|-----------|-----------|--------|------------|------------|
| 平成29年6月21日 定時株主総会 | 普通 株式 | 利益 剰余金 | 3,200,000 | 80,000 | 平成29年3月31日 | 平成29年6月22日 |
| | A種種類 株式 | | | | | |

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第31期（平成28年3月31日現在）

| | 貸借対照表計上額 （千円） | 時価 （千円） | 差額 （千円） |
|----------|------------------|------------|------------|
| （1）現金・預金 | 12,951,736 | 12,951,736 | - |
| （2）金銭の信託 | 13,094,914 | 13,094,914 | - |

| | | | |
|----------------------------|------------|------------|---|
| (3) 未収委託者報酬 | 4,460,404 | 4,460,404 | - |
| (4) 未収運用受託報酬 | 1,859,778 | 1,859,778 | - |
| (5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 | 381,005 | 381,005 | - |
| 資産計 | 32,747,840 | 32,747,840 | - |
| (1) 未払手数料 | 1,744,274 | 1,744,274 | - |
| 負債計 | 1,744,274 | 1,744,274 | - |

第32期(平成29年3月31日現在)

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金・預金 | 27,972,477 | 27,972,477 | - |
| (2) 金銭の信託 | 12,366,219 | 12,366,219 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 10,164,041 | 10,164,041 | - |
| (4) 未収運用受託報酬 | 7,250,239 | 7,250,239 | - |
| (5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 | 3,225,878 | 3,225,878 | - |
| 資産計 | 60,978,855 | 60,978,855 | - |
| (1) 未払手数料 | 4,062,695 | 4,062,695 | - |
| 負債計 | 4,062,695 | 4,062,695 | - |

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

| 区分 | 第31期 (平成28年3月31日現在) | 第32期 (平成29年3月31日現在) |
|--------|------------------------|------------------------|
| 非上場株式 | 77,696 | 337,468 |
| 関係会社株式 | 3,229,196 | 3,306,296 |

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を

把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第31期(平成28年3月31日現在)

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|-----------------------------------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| (1) 現金・預金 | 12,951,736 | - | - | - |
| (2) 金銭の信託 | 13,094,914 | - | - | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 4,460,404 | - | - | - |
| (4) 未収運用受託報酬 | 1,859,778 | - | - | - |
| (5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託) | - | - | - | - |

第32期(平成29年3月31日現在)

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|-----------------------------------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| (1) 現金・預金 | 27,972,477 | - | - | - |
| (2) 金銭の信託 | 12,366,219 | - | - | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 10,164,041 | - | - | - |
| (4) 未収運用受託報酬 | 7,250,239 | - | - | - |
| (5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託) | 297,560 | 320,736 | 888,110 | 12,660 |

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第31期の貸借対照表計上額3,229,196千円、第32期の貸借対照表計上額3,306,296千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第31期(平成28年3月31日現在)

(千円)

| 区分 | 貸借対照表日における 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------------------------|------------------------|---------|---------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 365,683 | 146,101 | 219,581 |
| 投資信託 | 15,322 | 13,000 | 2,322 |
| 小計 | 381,005 | 159,101 | 221,903 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 投資信託 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 合計 | 381,005 | 159,101 | 221,903 |

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額77,696千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第32期（平成29年3月31日現在）

（千円）

| 区分 | 貸借対照表日における 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------------------------|------------------------|-----------|---------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 609,710 | 146,101 | 463,608 |
| 投資信託 | 2,384,278 | 2,091,387 | 292,891 |
| 小計 | 2,993,988 | 2,237,489 | 756,499 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 投資信託 | 231,889 | 241,951 | 10,061 |
| 小計 | 231,889 | 241,951 | 10,061 |
| 合計 | 3,225,878 | 2,479,440 | 746,438 |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額337,468千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

3. 当該事業年度中に売却した其他有価証券

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

| 区分 | 売却額 （千円） | 売却益の合計額 （千円） | 売却損の合計額 （千円） |
|----|-------------|-----------------|-----------------|
| 株式 | 5,927 | 3,377 | - |

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

| 区分 | 売却額 （千円） | 売却益の合計額 （千円） | 売却損の合計額 （千円） |
|------|-------------|-----------------|-----------------|
| 投資信託 | 717,905 | 2 | 79,146 |

（注）投資信託の「売却額」、「売却の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

4. 減損処理を行った有価証券

第32期において、有価証券について12,085千円（其他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度（積立型制度であります）及び退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度の一部は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度（複数事業主制度を含む）

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | 第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | 第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 973,035 | 1,086,550 |
| 勤務費用 | 134,944 | 189,127 |
| 利息費用 | 8,660 | 10,905 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 21,441 | 89,303 |
| 退職給付の支払額 | 51,531 | 144,062 |
| 過去勤務費用の発生額 | - | - |
| 合併による増加 | - | 1,486,547 |
| 退職給付債務の期末残高 | 1,086,550 | 2,718,372 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | 第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | 第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 年金資産の期首残高 | - | - |
| 期待運用収益 | - | 16,033 |
| 数理計算上の差異の発生額 | - | 1,894 |
| 事業主からの拠出額 | - | 37,402 |
| 退職給付の支払額 | - | 28,876 |
| 合併による増加 | - | 1,336,984 |
| 年金資産の期末残高 | - | 1,363,437 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | 第32期 (平成29年3月31日現在) |
|---------------------|------------------------|------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | - | 1,275,346 |
| 年金資産 | - | 1,363,437 |
| | - | 88,090 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 1,086,550 | 1,443,026 |
| 未積立退職給付債務 | 1,086,550 | 1,354,935 |
| 未認識数理計算上の差異 | 79,449 | 430,203 |
| 未認識過去勤務費用 | 9,704 | 4,852 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 997,396 | 919,879 |
| 退職給付引当金 | 997,396 | 1,245,019 |
| 前払年金費用 | - | 325,140 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 997,396 | 919,879 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | 第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|--------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 勤務費用 | 134,944 | 189,127 |
| 利息費用 | 8,660 | 10,905 |
| 期待運用収益 | - | 16,033 |

| | | |
|-----------------|---------|---------|
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 31,542 | 78,229 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 4,852 | 4,852 |
| その他 | 2,268 | 7,498 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 182,267 | 274,580 |

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

(千円)

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | 第32期 (平成29年3月31日現在) |
|----------|------------------------|------------------------|
| 株式 | - | 31.5% |
| 債券 | - | 29.0% |
| 共同運用資産 | - | 24.1% |
| 生命保険一般勘定 | - | 10.5% |
| 現金及び預金 | - | 4.6% |
| 合計 | - | 100.0% |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | 第32期 (平成29年3月31日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 割引率 | 0.89% | 0.02% ~ 1.09% |
| 長期期待運用収益率 | - | 2.50% |
| 予想昇給率 | 1.00% ~ 8.73% | 1.00% ~ 8.73% |

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

| | 第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | 第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 退職給付引当金の期首残高 | - | - |
| 退職給付費用 | - | 22,562 |
| 退職給付の支払額 | - | - |
| 制度への拠出額 | - | 36,177 |
| 合併による増加 | - | 287,313 |
| 退職給付引当金の期末残高 | - | 300,927 |

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(千円)

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | 第32期 (平成29年3月31日現在) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | - | 789,261 |
| 年金資産 | - | 1,150,443 |
| | - | 361,181 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | - | 60,254 |

| | | |
|---------------------|---|---------|
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | - | 300,927 |
| 退職給付引当金 | - | 60,254 |
| 前払年金費用 | - | 361,181 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | - | 300,927 |

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 - 千円 当事業年度22,562千円

4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度44,193千円、当事業年度61,817千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第31期 | 第32期 |
|-----------------|----------------|----------------|
| | (平成28年3月31日現在) | (平成29年3月31日現在) |
| | (千円) | (千円) |
| 繰延税金資産 | | |
| 未払事業税 | 79,702 | 124,081 |
| 未払事業所税 | 5,581 | 11,054 |
| 賞与引当金 | 224,898 | 441,996 |
| 未払法定福利費 | 28,395 | 80,909 |
| 資産除去債務 | 13,244 | 86,421 |
| 減価償却超過額(一括償却資産) | 3,389 | 10,666 |
| 減価償却超過額 | 136,503 | 116,920 |
| 繰延資産償却超過額(税法上) | 1,339 | 32,949 |
| 退職給付引当金 | 305,591 | 399,808 |
| 役員退職慰労引当金 | 47,318 | - |
| 時効後支払損引当金 | - | 66,282 |
| ゴルフ会員権評価損 | 3,768 | 14,295 |
| 関係会社株式評価損 | 166,740 | 191,166 |
| 未払給与 | - | 12,344 |
| 本社移転費用引当金 | - | 289,865 |
| その他有価証券評価差額金 | 1,196 | - |
| その他 | 2,500 | 17,552 |
| 繰延税金資産小計 | 1,020,171 | 1,896,316 |
| 評価性引当額 | - | - |
| 繰延税金資産合計 | 1,020,171 | 1,896,316 |
| 繰延税金負債 | | |
| 前払年金費用 | - | 210,151 |
| その他有価証券評価差額金 | - | 114,171 |
| 繰延税金負債合計 | - | 324,323 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,020,171 | 1,571,992 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下である

ため、注記を省略しております。

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、平成28年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、平成28年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

| 結合当事企業 | DIAM | MHAM | TB | 新光投信 |
|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 事業の内容 | 投資運用業務、投資助言・代理業務 | 投資運用業務、投資助言・代理業務 | 信託業務、銀行業務、投資運用業務 | 投資運用業務、投資助言・代理業務 |

2. 企業結合日

平成28年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

| 会社名 | DIAM （存続会社） | MHAM （消滅会社） |
|---------|----------------|----------------|
| 合併比率（*） | 1 | 0.0154 |

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

| | |
|---------------------------------|--------|
| MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 | 50.00% |
| MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 | 20.00% |
| MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 | 70.00% |

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後

企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成28年10月1日から平成29年3月31日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212,500千円

取得原価 144,212,500千円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん金額 76,224,837千円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451,657千円

うち現金・預金 11,605,537千円

うち金銭の信託 11,792,364千円

b. 負債の額 負債合計 9,256,209千円

うち未払手数料及び未払費用 4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額 53,030,000千円

b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030,000千円

c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

| | |
|------|---------------|
| 流動資産 | - 千円 |
| 固定資産 | 123,277,747千円 |
| 資産合計 | 123,277,747千円 |
| 流動負債 | - 千円 |
| 固定負債 | 14,647,470千円 |
| 負債合計 | 14,647,470千円 |
| 純資産 | 108,630,277千円 |

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん金額74,319,216千円及び顧客関連資産の金額50,434,199千円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

| | |
|------------|-------------|
| 営業収益 | - 千円 |
| 営業利益 | 4,483,082千円 |
| 経常利益 | 4,483,082千円 |
| 税引前当期純利益 | 4,483,082千円 |
| 当期純利益 | 3,693,863千円 |
| 1株当たり当期純利益 | 115,512円36銭 |

（注）営業利益には、のれんの償却額1,905,620千円及び顧客関連資産の償却額2,595,800千円が含まれております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）及び第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

（1）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|----|--------|----|----------|-----------|----------------|--------|--------|-------|----------|----|----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|----------|--------------------|-----------------|-------------|-----------|----------------|------------------------|-------------|------------------------|---------|------------------|---------|
| その他の関係会社 | 第一生命 保険株式 会社 | 東京都 千代田 区 | 3,431 億円 | 生命保 険業 | (被所有) 直接50% | 兼務2名, 出向3名, 転籍2名 | 資産運用 の助言 | 資産運用の 助言の顧問 料の受入 | 795,405 | 未収投 資助言 報酬 | 207,235 |
|----------|--------------------|-----------------|-------------|-----------|----------------|------------------------|-------------|------------------------|---------|------------------|---------|

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

該当はありません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2) 子会社及び関連会社等

第31期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|------------------------|-----------------------|------------|-----------|----------------|----------------|----------------|------------------------------------|----------|-------|----------|
| | | | | | | 役員 の兼 任等 | 事業 上の 関係 | | | | |
| 子会社 | DIAM International Ltd | London United Kingdom | 9,000千 GBP | 資産の運用 | (所有) 直接 100% | 兼務 2名 | 当社 預り 資産 の 運用 | 当社 預り 資産 の 運用 の 顧問 料 の 支払 増資 の 引 受 | 800,617 | 未払 費用 | 308,974 |
| | DIAM U.S.A., Inc. | New York U.S.A. | 4,000千 USD | 資産の運用 | (所有) 直接 100% | 兼務 2名 | 当社 預り 資産 の 運用 | 当社 預り 資産 の 運用 の 顧問 料 の 支払 | 912,600 | - | - |
| | | | | | | | | | 473,948 | 未払 費用 | 157,130 |

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

該当はありません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社預り資産の運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額及び期末残高には免税取引のため、消費税等は含まれておりません。

(注3) 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

(3) 兄弟会社等

第31期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

| 会社等 | 住所 | 資本金 又は出 | 事業 の内 | 議決 権等 | 関係内容 | 取引の | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|----|------------|----------|----------|------|-----|------|----|------|
|-----|----|------------|----------|----------|------|-----|------|----|------|

| 属性 | の名称 | 住所 | 資金 | 容又は職業 | の所有(被所有)割合 | 役員 の兼任等 | 事業上 の関係 | 内容 | (千円) | | (千円) |
|--------------|--|---------|--------------|---------------------|------------|------------|--|--|----------------------|-------------------------|----------------------|
| | | | | | | | | | | | |
| その他の関係会社の子会社 | 株式会社 みずほ銀行 | 東京都千代田区 | 14,040 億円 | 銀行業 | - | 兼務 1名 | 当社設定投資信託の 販売 | 投資信託の 販売代行 手数料 | 3,023,040 | 未払 手数料 | 372,837 |
| | みずほ 第一 フィナンシャル テクノロジー 株式 会社 | 東京都千代田区 | 2億円 | 金融 技術 研究 等 | - | 兼務 1名 | 当社預り資産の 助言 金融技術の 開発業務 委託 | 当社預り資産の 助言の 顧問料の 支払 業務委託料の 支払 | 557,013 8,540 | 未払 費用 未払 金 | 292,861 7,581 |
| | 資産管理 サービス 信託銀行 株式 会社 | 東京都中央区 | 500 億円 | 資産 管理 等 | - | - | 当社信託財産の 運用 | 信託元本の 払戻(純額) 信託報酬の 支払 | 700,000 8,336 | 金銭 の 信託 | 13,094,914 |

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

| 属性 | 会社等の 名称 | 住所 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 又は 職業 | 議決権 等の所有(被 所有)割合 | 関係内容 | | 取引の 内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|---------|----------------------------------|---------|------------------|-----------------------|------------------------|------------|---------------------|--|----------------------|---------------|--------------|
| | | | | | | 役員 の兼任等 | 事業上 の関係 | | | | |
| 親会社の子会社 | 株式会社 みずほ銀行 | 東京都千代田区 | 14,040 億円 | 銀行業 | - | - | 当社設定投資 信託の 販売 | 投資信託 の 販売代 行 手数料 | 4,530,351 | 未払 手数料 | 767,732 |
| | 資産管理 サービス 信託銀行 株式 会社 | 東京都中央区 | 500 億円 | 資産管理 等 | - | - | 当社信託財産 の 運用 | 信託元本の 払戻 (純額) 信託報酬 の 支払 | 100,000 7,080 | 金銭 の 信託 | 12,366,219 |
| | みずほ証券 株式 会社 | 東京都千代田区 | 1,251 億円 | 証券業 | - | - | 当社設定投資 信託の 販売 | 投資信託 の 販売代 行 手数料 | 5,061,766 | 未払 手数料 | 1,166,212 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|--------|---------|-------|---|---|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|
| みずほ信託銀行株式会社 | 東京都中央区 | 2,473億円 | 信託銀行業 | - | - | 投資一任契約の締結 | 運用受託報酬の受取 | 2,520,431 | 未収運用受託報酬 | 2,722,066 |
|-------------|--------|---------|-------|---|---|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 当社預り資産の助言の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注3) 業務委託料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注4) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。
- (注5) 運用受託報酬は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注6) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティングであり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(単位：千円)

株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|----------|-------|-----------|
| 流動資産合計 | - | 7,449,532 |
| 固定資産合計 | - | 124,292 |
| 流動負債合計 | - | 1,665,547 |
| 固定負債合計 | - | 114,110 |
| 純資産合計 | - | 5,794,167 |
| 営業収益 | - | 1,093,658 |
| 税引前当期純利益 | - | 5,546,153 |
| 当期純利益 | - | 3,891,816 |

(1株当たり情報)

| | 第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | 第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 1,357,615円66銭 | 1,349,261円64銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 213,606円51銭 | 201,491円22銭 |

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | 第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|---------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 当期純利益金額 | 5,126,556千円 | 6,443,302千円 |

| | | |
|----------------------------|-------------|-------------|
| 普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額 | - | - |
| 普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額 | 5,126,556千円 | 6,443,302千円 |
| 普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 | 24,000株 | 31,978株 |
| (うち普通株式) | (24,000株) | (24,244株) |
| (うちA種類株式) | (-) | (7,734株) |

(注1) A種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

(重要な後発事象)

当社は、株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング(以下、同社といいます。)の株式のうち当社が保有している全株式について、同社が実施する自己株式取得に伴い、平成29年4月1日付で同社へ譲渡いたしました。

これにより、関係会社株式売却益として1,492百万円の特別利益を計上する予定であります。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

| | 第33期中間会計期間末 (平成29年9月30日現在) | |
|----------|-------------------------------|------------|
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | | 38,311,736 |
| 金銭の信託 | | 12,187,115 |
| 有価証券 | | 10,007 |
| 未収委託者報酬 | | 10,291,857 |
| 未収運用受託報酬 | | 4,862,664 |
| 未収投資助言報酬 | | 324,278 |
| 未収収益 | | 55,950 |
| 前払費用 | | 764,943 |
| 繰延税金資産 | | 727,622 |
| その他 | | 498,289 |
| | 流動資産計 | 68,034,465 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | 1,782,018 |
| 建物 | 1 | 1,200,157 |
| 器具備品 | 1 | 573,952 |
| 建設仮勘定 | | 7,907 |
| 無形固定資産 | | 1,557,565 |
| ソフトウェア | | 1,050,789 |

| | |
|-------------|------------|
| ソフトウェア仮勘定 | 502,759 |
| 電話加入権 | 3,934 |
| 電信電話専用施設利用権 | 81 |
| 投資その他の資産 | 7,742,187 |
| 投資有価証券 | 1,939,084 |
| 関係会社株式 | 3,229,196 |
| 長期差入保証金 | 1,566,055 |
| 繰延税金資産 | 906,695 |
| その他 | 101,155 |
| 固定資産計 | 11,081,771 |
| 資産合計 | 79,116,236 |

(単位：千円)

| | 第33期中間会計期間末 (平成29年9月30日現在) |
|-----------|-------------------------------|
| (負債の部) | |
| 流動負債 | |
| 預り金 | 970,622 |
| 未払金 | 4,511,170 |
| 未払収益分配金 | 1,016 |
| 未払償還金 | 57,332 |
| 未払手数料 | 4,075,374 |
| その他未払金 | 377,447 |
| 未払費用 | 7,061,067 |
| 未払法人税等 | 3,136,528 |
| 未払消費税等 | 1,025,584 |
| 前受収益 | 66,578 |
| 賞与引当金 | 1,376,046 |
| 役員賞与引当金 | 24,993 |
| 本社移転費用引当金 | 347,010 |
| 流動負債計 | 18,519,601 |
| 固定負債 | |
| 退職給付引当金 | 1,423,210 |
| 時効後支払損引当金 | 199,012 |
| 固定負債計 | 1,622,222 |
| 負債合計 | 20,141,823 |
| (純資産の部) | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | 19,552,957 |
| 資本準備金 | 2,428,478 |

| | | |
|--------------|-----------|------------|
| その他資本剰余金 | | 17,124,479 |
| 利益剰余金 | | 36,673,439 |
| 利益準備金 | | 123,293 |
| その他利益剰余金 | | 36,550,146 |
| 別途積立金 | | 24,580,000 |
| 研究開発積立金 | | 300,000 |
| 運用責任準備積立金 | | 200,000 |
| 繰越利益剰余金 | | 11,470,146 |
| | 株主資本計 | 58,226,396 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 748,016 |
| | 評価・換算差額等計 | 748,016 |
| 純資産合計 | | 58,974,413 |
| 負債・純資産合計 | | 79,116,236 |

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

| | 第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日至平成29年9月30日) | |
|-----------|---------------------------------------|------------|
| | | |
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 42,132,996 | |
| 運用受託報酬 | 9,310,831 | |
| 投資助言報酬 | 593,439 | |
| その他営業収益 | 57,716 | |
| | 営業収益計 | 52,094,984 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 18,688,374 | |
| 広告宣伝費 | 177,047 | |
| 公告費 | 860 | |
| 調査費 | 11,809,998 | |
| 調査費 | 5,371,951 | |
| 委託調査費 | 6,438,046 | |
| 委託計算費 | 550,197 | |
| 営業雑経費 | 555,637 | |
| 通信費 | 24,831 | |
| 印刷費 | 438,120 | |
| 協会費 | 27,130 | |
| 諸会費 | 29 | |
| 支払販売手数料 | 65,526 | |
| | 営業費用計 | 31,782,116 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 5,014,947 | |
| 役員報酬 | 93,260 | |
| 給料・手当 | 4,921,687 | |
| 交際費 | 22,147 | |
| 寄付金 | 4,057 | |
| 旅費交通費 | 181,947 | |
| 租税公課 | 331,327 | |
| 不動産賃借料 | 773,059 | |
| 退職給付費用 | 260,989 | |
| 固定資産減価償却費 | 1 720,970 | |
| 福利厚生費 | 22,315 | |
| 修繕費 | 1,799 | |

| | | |
|------------|-----------|------------|
| 賞与引当金繰入額 | 1,376,046 | |
| 役員賞与引当金繰入額 | 24,993 | |
| 機器リース料 | 104 | |
| 事務委託費 | 1,549,368 | |
| 事務用消耗品費 | 75,575 | |
| 器具備品費 | 3,469 | |
| 諸経費 | 90,183 | |
| 一般管理費計 | | 10,453,305 |
| 営業利益 | | 9,859,563 |

(単位：千円)

| | 第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日至平成29年9月30日) | |
|--------------|---------------------------------------|------------|
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 593 | |
| 受取配当金 | 46,072 | |
| 時効成立分配金・償還金 | 85 | |
| 投資信託解約益 | 217,088 | |
| 投資信託償還益 | 93,060 | |
| 時効後支払損引当金戻入額 | 17,443 | |
| 雑収入 | 3,498 | |
| 営業外収益計 | | 377,842 |
| 営業外費用 | | |
| 為替差損 | 8,306 | |
| 投資信託解約損 | 1,365 | |
| 投資信託償還損 | 17,053 | |
| 金銭の信託運用損 | 31,660 | |
| 営業外費用計 | | 58,386 |
| 経常利益 | | 10,179,019 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 132,762 | |
| 関係会社株式売却益 | 1,492,680 | |
| 本社移転費用引当金戻入額 | 122,238 | |
| その他特別利益 | 0 | |
| 特別利益計 | | 1,747,681 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 18,065 | |
| 固定資産売却損 | 134 | |
| 退職給付制度終了損 | 690,899 | |
| その他特別損失 | 50 | |
| 特別損失計 | | 709,149 |
| 税引前中間純利益 | | 11,217,551 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 3,407,636 |
| 法人税等調整額 | | 163,880 |

| | | |
|--------|--|-----------|
| 法人税等合計 | | 3,243,755 |
| 中間純利益 | | 7,973,795 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

第33期中間会計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|-------------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------|-------------|-------------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益剰余金 | | | |
| | | | | | 別途 積立金 | 研究開発 積立金 | 運用責 任準備 積立金 | 繰越利益 剰余金 | |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 2,428,478 | 17,124,479 | 19,552,957 | 123,293 | 24,580,000 | 300,000 | 200,000 | 6,696,350 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | 3,200,000 |
| 中間純利益 | | | | | | | | | 7,973,795 |
| 株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当中間期変動額 合計 | - | - | - | - | - | - | - | - | 4,773,795 |
| 当中間期末残高 | 2,000,000 | 2,428,478 | 17,124,479 | 19,552,957 | 123,293 | 24,580,000 | 300,000 | 200,000 | 11,470,146 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 |
|-------------------------------|-------------|------------|---------------|----------------|------------|
| | 利益剰余金 | 株主資本 合計 | その他 | 評価・換算 差額等合計 | |
| | 利益剰余金 合計 | | 有価証券 評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 31,899,643 | 53,452,601 | 517,864 | 517,864 | 53,970,465 |
| 当中間期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | 3,200,000 | 3,200,000 | | | 3,200,000 |
| 中間純利益 | 7,973,795 | 7,973,795 | | | 7,973,795 |
| 株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額) | | | 230,151 | 230,151 | 230,151 |
| 当中間期変動額 合計 | 4,773,795 | 4,773,795 | 230,151 | 230,151 | 5,003,947 |
| 当中間期末残高 | 36,673,439 | 58,226,396 | 748,016 | 748,016 | 58,974,413 |

重要な会計方針

| | | | | | | | |
|-------------------------|--|-------|-----|-------|------|-----|-------|
| 1．有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法</p> | | | | | | |
| 2．金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 | | | | | | |
| 3．固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="577 663 932 734"> <tr> <td>建物</td> <td>...</td> <td>6～18年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>...</td> <td>2～20年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> | 建物 | ... | 6～18年 | 器具備品 | ... | 2～20年 |
| 建物 | ... | 6～18年 | | | | | |
| 器具備品 | ... | 2～20年 | | | | | |
| 4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 | | | | | | |

| | |
|---------------|---|
| 5 . 引当金の計上基準 | <p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度及び確定給付型企业年金制度(キャッシュバランス型)について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>なお、一部の確定給付企業年金制度については、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。</p> |
| 6 . 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。 |

会計上の見積りの変更

| |
|--|
| <p>第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)</p> |
| <p>当社は、当中間会計期間においてシステム統合計画を決定したことに伴い、利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。</p> <p>これにより、従来の方法と比べて、当中間会計期間の減価償却費が286,788千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ同額減少しております。</p> |

追加情報

| |
|--|
| <p>第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)</p> |
|--|

当社は、平成29年10月1日付で確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 平成19年2月7日)を適用し、確定給付年金制度の終了の処理を行いました。

本移行に伴う影響額は、特別損失に退職給付制度終了損として690,899千円を計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

| 項目 | 第33期中間会計期間末 (平成29年9月30日現在) | |
|-------------------|-------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 建物 | 97,109千円 |
| | 器具備品 | 774,035千円 |

(中間損益計算書関係)

| 項目 | 第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日) | |
|------------|--|-----------|
| 1. 減価償却実施額 | 有形固定資産 | 142,272千円 |
| | 無形固定資産 | 578,697千円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

第33期中間会計期間(自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当事業年度期首 株式数(株) | 当中間会計期間 増加株式数(株) | 当中間会計期間 減少株式数(株) | 当中間会計期間末 株式数(株) |
|----------|-------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普通株式 | 24,490 | - | - | 24,490 |
| A種種類株式 | 15,510 | - | - | 15,510 |
| 合計 | 40,000 | - | - | 40,000 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の 総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|--------------------|---------------------|------------|------------|
| 平成29年6月21日 定時株主総会 | 普通株式 | 3,200,000 | 80,000 | 平成29年3月31日 | 平成29年6月22日 |
| | A種種類株式 | | | | |

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

（金融商品関係）

第33期中間会計期間末（平成29年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

| | 中間貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-----------------------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 現金・預金 | 38,311,736 | 38,311,736 | - |
| (2) 金銭の信託 | 12,187,115 | 12,187,115 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 10,291,857 | 10,291,857 | - |
| (4) 未収運用受託報酬 | 4,862,664 | 4,862,664 | - |
| (5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 | 1,641,123 | 1,641,123 | - |
| 資産計 | 67,294,496 | 67,294,496 | - |
| (1) 未払手数料 | 4,075,374 | 4,075,374 | - |
| 負債計 | 4,075,374 | 4,075,374 | - |

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（3）未収委託者報酬及び（4）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

（1）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 (千円) |
|--------|--------------------|
| 非上場株式 | 307,968 |
| 関係会社株式 | 3,229,196 |

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(有価証券関係)

| 第33期中間会計期間末 (平成29年9月30日現在) | | | |
|---|--------------------|--------------|------------|
| 1. 子会社株式 関係会社株式(中間貸借対照表計上額3,229,196千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。 | | | |
| 2. その他有価証券 | | | |
| 区分 | 中間貸借対照表 計上額(千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
| 中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 1,189,247 | 146,101 | 1,043,145 |
| 投資信託 | 423,152 | 385,910 | 37,242 |
| 小計 | 1,612,400 | 532,011 | 1,080,388 |
| 中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 投資信託 | 28,723 | 30,967 | 2,244 |
| 小計 | 28,723 | 30,967 | 2,244 |
| 合計 | 1,641,123 | 562,979 | 1,078,144 |
| (注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額307,968千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。 | | | |

(企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、平成28年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社(以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4社」という)間の「統合契約書」に基づき、平成28年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

| 結合当事企業 | DIAM | MHAM | TB | 新光投信 |
|--------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 事業の内容 | 投資運用業務、投資 助言・代理業務 | 投資運用業務、投資 助言・代理業務 | 信託業務、銀行業 務、投資運用業務 | 投資運用業務、投 資助言・代理業務 |

2. 企業結合日

平成28年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

| 会社名 | DIAM (存続会社) | MHAM (消滅会社) |
|---------|----------------|----------------|
| 合併比率(*) | 1 | 0.0154 |

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

| | |
|---------------------------------|--------|
| MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 | 50.00% |
| MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 | 20.00% |
| MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 | 70.00% |

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成29年4月1日から平成29年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212,500千円

取得原価 144,212,500千円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん金額 76,224,837千円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

| | | |
|---------|---------------|--------------|
| a. 資産の額 | 資産合計 | 40,451,657千円 |
| | うち現金・預金 | 11,605,537千円 |
| | うち金銭の信託 | 11,792,364千円 |
| b. 負債の額 | 負債合計 | 9,256,209千円 |
| | うち未払手数料及び未払費用 | 4,539,592千円 |

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

（5）のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

| | |
|------------------------|--------------|
| a. 無形固定資産に配分された金額 | 53,030,000千円 |
| b. 主要な種類別の内訳 | |
| 顧客関連資産 | 53,030,000千円 |
| c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間 | |
| 顧客関連資産 | 16.9年 |

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

（1）貸借対照表項目

| | |
|------|---------------|
| 流動資産 | - 千円 |
| 固定資産 | 118,742,638千円 |
| 資産合計 | 118,742,638千円 |
| 流動負債 | - 千円 |
| 固定負債 | 13,822,169千円 |
| 負債合計 | 13,822,169千円 |
| 純資産 | 104,920,468千円 |

（注）固定資産及び資産合計には、のれんの金額72,413,595千円及び顧客関連資産の金額47,817,519千円が含まれております。

（2）損益計算書項目

| | |
|------------|-------------|
| 営業収益 | - 千円 |
| 営業利益 | 4,506,064千円 |
| 経常利益 | 4,506,064千円 |
| 税引前中間純利益 | 4,506,064千円 |
| 中間純利益 | 3,709,808千円 |
| 1株当たり中間純利益 | 92,745円22銭 |

（注）営業利益には、のれんの償却額1,905,620千円及び顧客関連資産の償却額2,616,680千円が含まれております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

第33期中間会計期間（自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

| 第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日) | |
|--|---------------|
| 1株当たり純資産額 | 1,474,360円32銭 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 199,344円89銭 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日) | |
|--|-------------|
| 中間純利益金額 | 7,973,795千円 |
| 普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額 | - |
| 普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額 | 7,973,795千円 |
| 普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 | 40,000株 |
| (うち普通株式) | (24,490株) |
| (うちA種種類株式) | (15,510株) |

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- a. 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
平成30年3月23日に臨時株主総会が開催され、定款の変更を行うことについて決議されました。
- b. 訴訟事件その他の重要事項
委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) 三井住友信託銀行株式会社(「受託者」)
- a. 資本金の額
平成29年3月末日現在、342,037百万円
- b. 事業の内容
銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
- (2) フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド(「投資顧問会社」)
- a. 資本金の額
平成29年3月末日現在、300万ポンド
- b. 事業の内容
英国籍の法人であり、内外の有価証券等にかかる投資顧問業務を営んでいます。
- (3) 販売会社
販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。
- 販売会社一覧表 (資本金の額は平成29年3月末日現在)

| 名称 | 資本金の額 (単位：百万円) | 事業の内容 |
|--------------|-------------------|-------------------------------|
| 大山日ノ丸証券株式会社 | 215 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| みずほ証券株式会社 | 125,167 | 同上 |
| あかつき証券株式会社 | 3,067 | 同上 |
| 高木証券株式会社 | 11,069 | 同上 |
| 日産証券株式会社 | 1,500 | 同上 |
| 株式会社しん証券さかもと | 450 | 同上 |
| 株式会社みずほ銀行 | 1,404,065 | 銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。 |

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「投資顧問会社」は以下の業務を行います。

委託者に対する助言および情報提供等

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

該当事項はありません。

(持株比率5%以上を記載します。)

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部(投資信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙などに委託会社の名称、ロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、ファンドの形態などを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。
- ・ 交付目論見書または請求目論見書である旨
 - ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
 - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号
 - ・ 詳細情報の入手方法
 - 委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など
 - 請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・ 目論見書の使用開始日
 - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
 - ・ 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
 - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載
- (2) 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (3) 目論見書は電子媒体などとして使用される他、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (4) 本書の記載内容について、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5) 目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新される場合があります。
- (6) 請求目論見書にファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月7日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 湯原 尚 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山野 浩 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成29年11月10日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフロンティア・ワールド・インカム・ファンド（年1回決算型）の平成28年9月16日から平成29年9月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フロンティア・ワールド・インカム・ファンド（年1回決算型）の平成29年9月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年11月24日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|--------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 湯原 尚 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山野 浩 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年5月8日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフロンティア・ワールド・インカム・ファンド（年1回決算型）の平成29年9月16日から平成30年3月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フロンティア・ワールド・インカム・ファンド（年1回決算型）の平成30年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成29年9月16日から平成30年3月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。